

# 川西町第2次地域福祉計画

(素案)

令和4年 月

川西町



# 目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景・趣旨	3
2. 地域福祉の基本的な考え方	4
3. 計画策定の視点	5
4. 計画策定の留意事項	6
5. 成年後見制度について	8
6. 計画の位置づけと期間	9
第2章 現状と課題	11
1. 町の現状	13
2. 各種アンケートから見る住民意識	22
3. 関係団体調査について	34
4. 本計画における課題	36
第3章 計画の理念と体系	37
1. 計画の基本理念	39
2. 計画の基本目標	40
3. 施策体系	41
第4章 施策の展開	43
基本目標1 安心して暮らせる福祉のまちをつくろう	45
1-1 相談支援体制の充実	45
1-2 情報発信の充実	48
1-3 福祉サービスの充実	49
1-4 様々な困難を抱える人への支援	50
1-5 虐待・暴力の防止	51
1-6 権利擁護の推進	52
基本目標2 豊かな地域を共につくろう	53
2-1 見守り活動の充実	53
2-2 居場所づくりと情報共有・交流の促進	54
2-3 地域組織の活動支援	55
2-4 地域ネットワークの強化	56
2-5 誰もが住みやすい環境づくり	57
2-6 災害時の支援体制と感染症対策の推進	58
基本目標3 支え合い助け合う心を広げよう	60
3-1 福祉の心の醸成	60
3-2 地域福祉を担う人材の育成	61
第5章 計画の推進に向けて	63
1. 計画の推進	65

2. 計画の評価 .....	65
第6章 資料 .....	67
1. 川西町地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	69
2. 川西町第2次地域福祉計画策定委員会 委員名簿 .....	70
3. 「地域共生社会」の実現に向けた近年の国の動き .....	71
4. 策定の経緯 .....	72

# 第1章 はじめに



## 1. 計画策定の背景・趣旨

---

国において、平成12年に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となり、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化等を柱とした新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。さらに平成29年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。

本町の近年の状況として、総人口の減少に加え、少子高齢化や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加が顕著となってきています。また、社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域住民同士で互いの福祉ニーズを認識し、地域全体で課題の解決に向けた取り組みを進めることが求められています。

本町では、平成29年3月に「川西町地域福祉計画」（以下「前計画」という。）を策定し、住民同士の助け合いによる福祉のまちづくりのもとに地域福祉に関する取り組みを推進してきました。近年の町の状況を鑑み、引き続き、地域住民同士の助け合い・支え合いの心により、生活の質の向上と安全・安心に住み続けられる地域の実現をめざす必要があることから、このたび、前計画の期間終了に伴い、新たな計画となる「川西町第2次地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画により、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、総合的な福祉施策を推進し、住民が安全・安心に生活できる「地域共生社会」の実現をめざします。

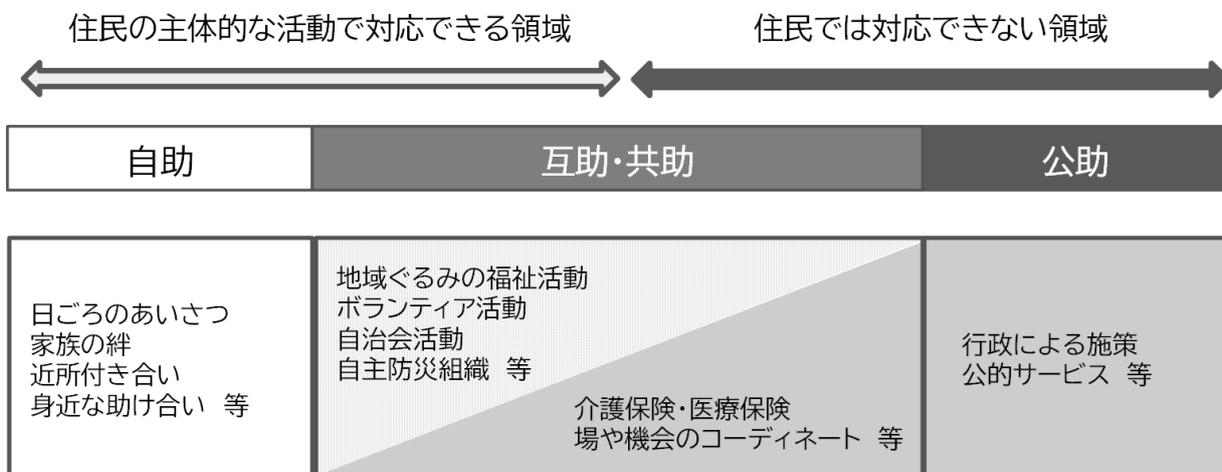
## 2. 地域福祉の基本的な考え方

「福祉」とは、特定のだれかだけでなく、みんなが幸せになれるような取り組みや活動のことですが、「地域福祉」とは、住民一人ひとりが地域の一員であることを認識しつつ、地域で安心して暮らせるよう、住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組むことを言います。

課題を解決する取り組み方として、個人や家庭の努力による解決（＝自助）のほかに、近所や地域、ボランティア等による助け合い・支え合いや介護保険・医療保険等の制度の活用（＝互助・共助）や、公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）が考えられます。

「地域福祉」の視点で見ると、これからは従来の縦割りで固定的な役割分担ではなく、包括的な支援体制を整備することが求められており、行政や川西町社会福祉協議会（以下「社協」という。）をはじめ、各種団体や地域住民がそれぞれの役割を担い、連携・協働することが重要です。

### 《自助・互助・共助・公助の関係性》



### 3. 計画策定の視点

国において、各自治体で地域福祉を推進する上での現状と課題として、次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題
<p><b>●世帯の複合課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」）</li> <li>・ 介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）</li> <li>・ 様々な課題が複合して生活が困窮している世帯</li> </ul> <p><b>●制度の狭間にある課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の対象外や一時的なケース</li> </ul> <p><b>●自ら相談に行く力がない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難</li> </ul> <p><b>●地域の福祉力の脆弱化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢化や人口減少の進行、自治会・町内会の加入率減少等による地域力の脆弱化</li> </ul> <p><b>●新たな課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見等の権利擁護の必要性</li> </ul>

これら国が示す現状と課題を踏まえて、平成29年の社会福祉法の改正により、各自治体が策定する地域福祉計画について福祉関連個別計画の上位計画に位置づけるとともに、地域福祉計画において福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や公私の福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる地域福祉の方法が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項について、次の5つが示されました。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

前述の5つの事項により、縦割りでない分野横断的な支援やサービス（居住や就労等への支援、共生型サービスの展開、分野横断的な事業の実施、虐待防止や権利擁護等）の更なる展開と、様々な分野をまたぐ複合的な課題に対して相談者や世帯の属性や年齢に関わらず受け止めて支援につなぐ包括的な相談支援体制の構築が求められています。

本町では、このような策定の視点に基づいて、これまで推進してきた福祉関連個別計画の様々な施策の共通軸を定めるとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や公私の社会福祉関係者の連携を強めて地域力を高める取り組みを推進します。そのため、地域の現状と課題を把握し、関係機関と情報共有しながら施策・事業を展開することとし、福祉に根ざした地域づくりと包括的な支援体制づくりを着実に推進します。

## 4. 計画策定の留意事項

---

社会福祉法第4条第1項において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）」を地域福祉推進の主体とし、「地域住民等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」ことを地域福祉推進の目的としています。

このような地域福祉推進の趣旨を踏まえ、次の点に留意して本計画を策定します。

### ○ 地域福祉活動への主体的な参加

互いの価値観や存在意義を認め合う中で、地域住民等が地域社会の一員として地域福祉課題の解決に携わるとともに、助け合い・支え合いの精神によりふだんから地域福祉活動に主体的に参加できる機会を提供します。

### ○ 共に生きる社会づくり

生活困窮者や障害のある人等を排除するのではなく、地域社会への参加等によりその人の存在を受け入れる共生社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現のため、地域住民同士が互いの個性や多様性を認め合える心の育成に取り組みます。

### ○ 協働による地域づくり

福祉サービスは、従来は行政と社協及び福祉事業者が提供の主体でしたが、最近では各種団体や地域住民との連携による支援やサービスの提供も全国的に見られるようになっていきます。本町においても福祉サービスの充実や地域福祉活動の活性化のため、行政と社協及び地域住民等が協働できる機会や場づくりを行います。

## ○ セーフティネットの充実

生活困窮者やひきこもり状態にある人等について、専門職による伴走型支援に加え、近隣住民や民生委員・児童委員等による日常の見守りや関わり等により、課題を抱える本人や世帯の意思と尊厳を尊重しながら、人と人とのつながりや社会とのつながりを回復し、自立した生活が営めるように支援します。

## ○ 重層的支援体制の整備

令和2年6月の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

本町においては、町の状況を鑑み、重層的支援体制整備事業の必要性の検討を行ったうえで、実施の可否について判断していく予定です。

### 重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）の概要

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題があるため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要とされている。

▼高齢者・障がい者・子ども等、属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須とする。

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

## 5. 成年後見制度について

---

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な方は、自らの財産を管理したり、様々な契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自らの判断でこれらを行うのが難しい場合があります。また、不利益な契約であっても契約を結んでしまう等、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。「法定後見制度」は、判断能力の程度等により「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、家庭裁判所によって親族や法律・福祉の専門家、福祉関係の公益法人等が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）として選ばれます。「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来に備え自らが選んだ代理人に代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものを言います。

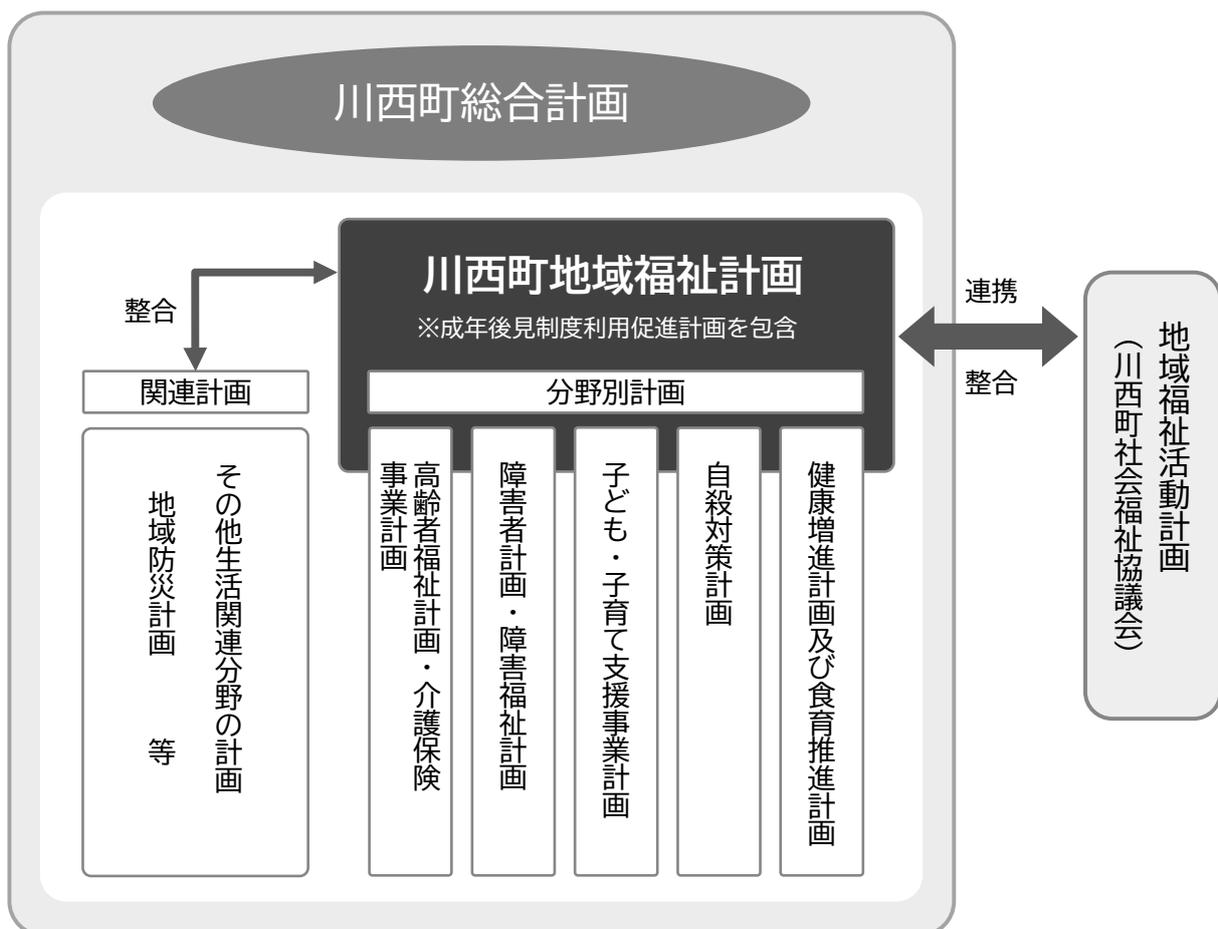
本町においても、このような制度を必要とされる方が利用しやすい体制を整備していく必要があることから、今回の計画策定に際し、「成年後見制度利用促進計画」を包含して策定することとします。

## 6. 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、総合計画等の最上位計画がめざす将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する分野別計画（高齢者、子ども、障害者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

なお、「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画ですが、成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進計画」を包含し、一体的に策定します。



## (2) 計画の期間

本計画について、計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

計画期間中においては、取り組み状況を定期的に点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて修正を行うこととします。

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
「川西町第2次地域福祉計画」					→
					次期計画

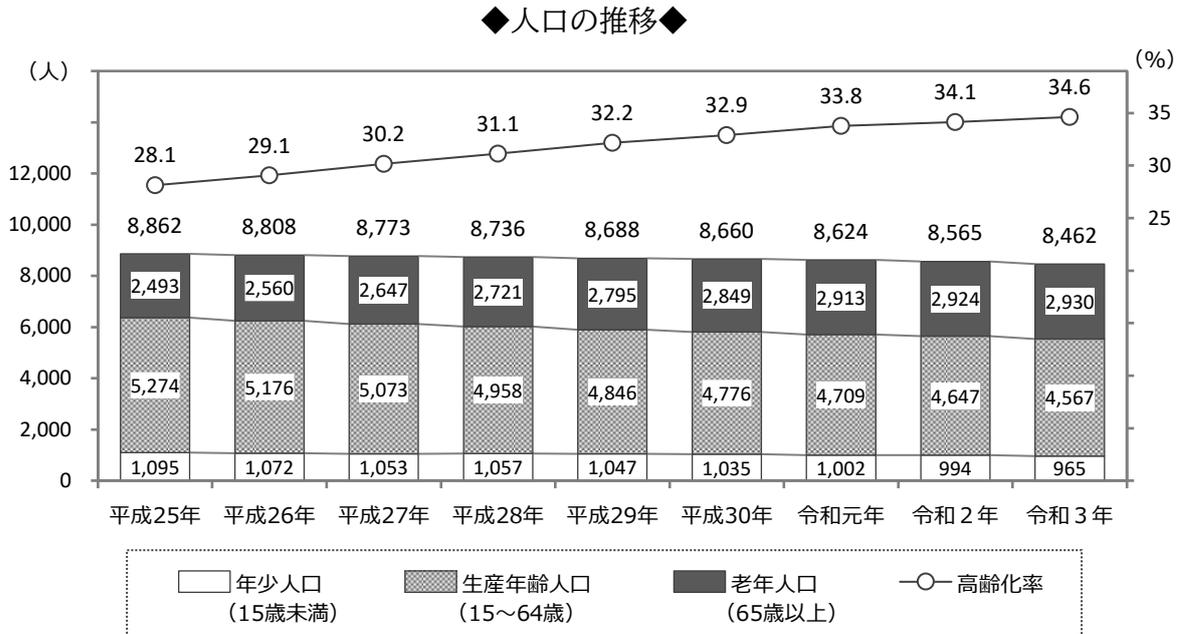
## 第2章 現状と課題



# 1. 町の現状

## (1) 人口の推移

総人口は減少で推移しており、少子高齢化が進んでいます。令和3年1月1日現在、高齢化率は34.6%となっています。



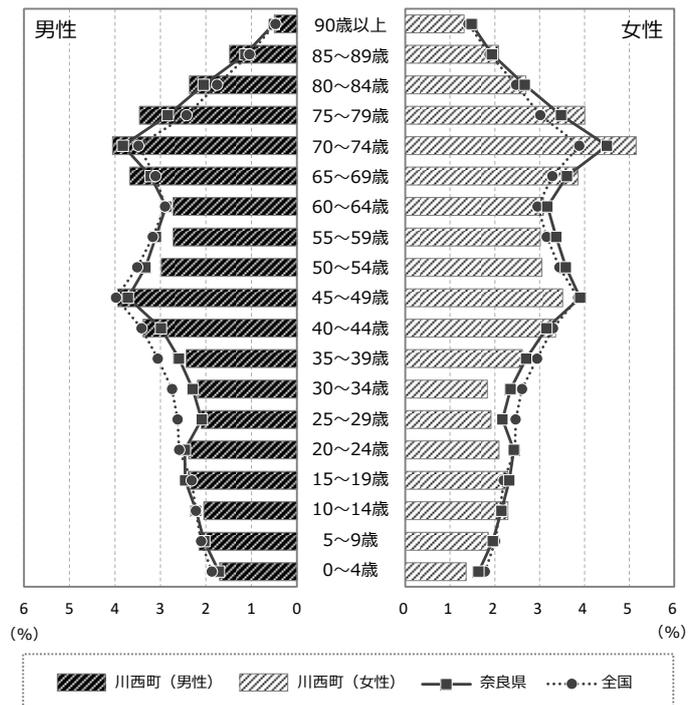
資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は各年3月31日現在、H26～は各年1月1日現在

## (2) 人口の構成

全国と比べて、男女ともに20～39歳の割合が低く、65歳以上の割合は高くなっています。

◆人口の構成（5歳区分）◆

資料：総務省「住民基本台帳」  
※令和3年1月1日現在

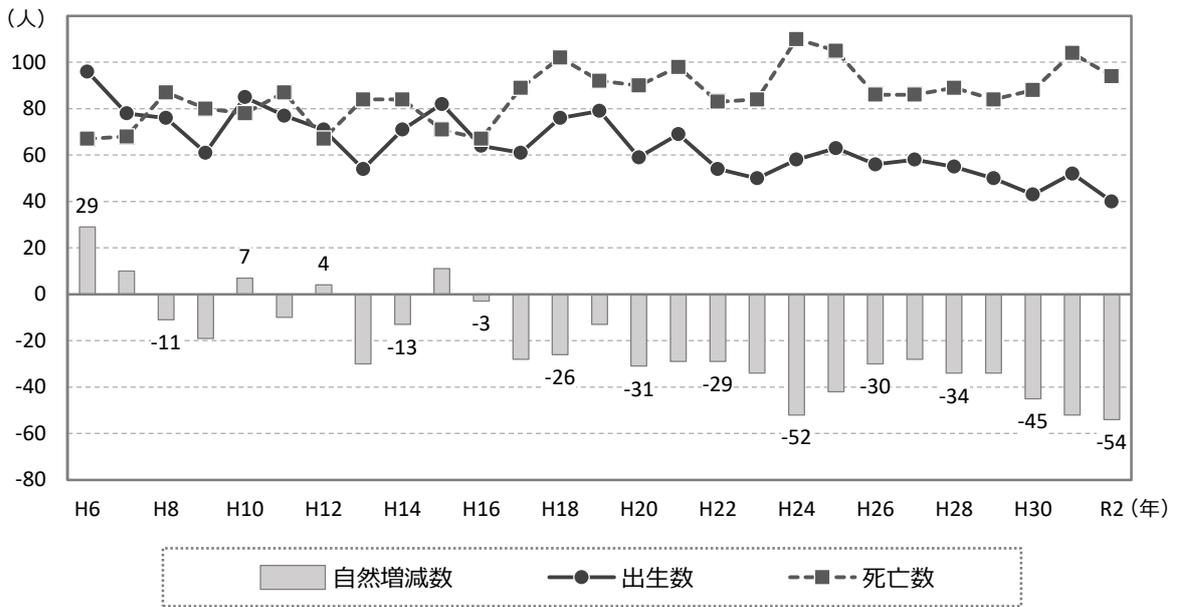


### (3) 自然増減、社会増減の推移

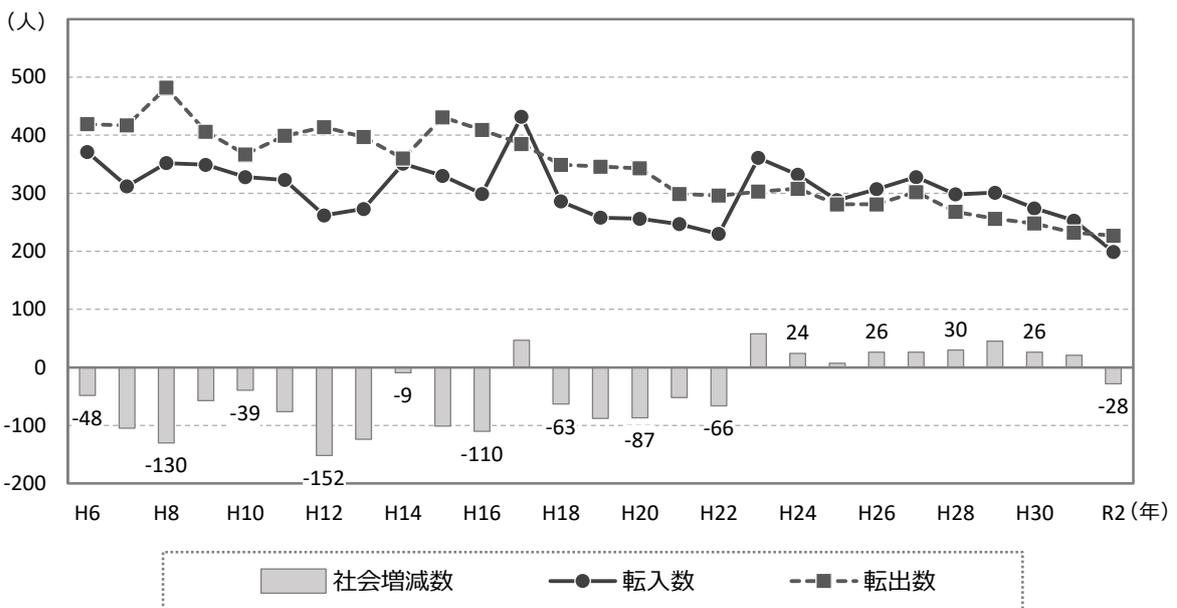
自然増減（出生数と死亡数の差）は、平成16年以降は減少で推移しており、近年は減少の幅が増加しています。

社会増減（転入数と転出数の差）は、平成22年までは概ね減少で推移していましたが、平成23年以降は概ね増加で推移しています。

◆自然増減の推移◆



◆社会増減の推移◆



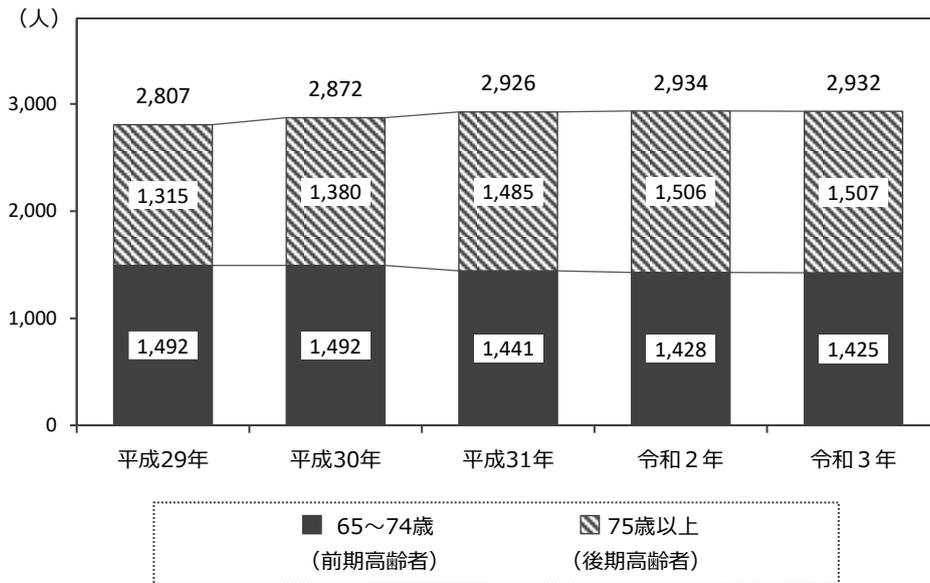
資料：総務省「住民基本台帳」

※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日

### (4) 高齢者の状況

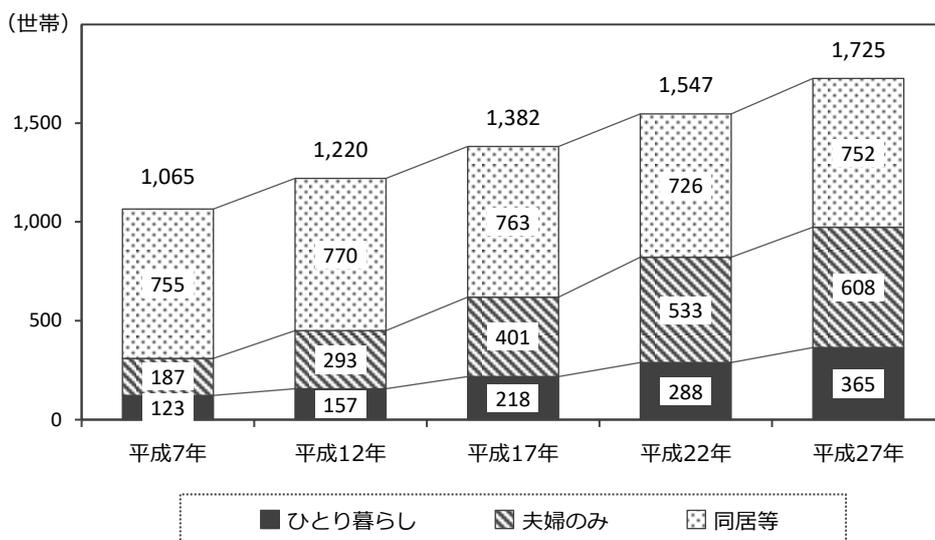
高齢者数は令和2年から令和3年にかけて減少に転じています。また、高齢者を含む世帯の全体数は増加傾向にあり、特に「ひとり暮らし」と「夫婦のみ」の世帯の増加が顕著な状況です。

◆高齢者数の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

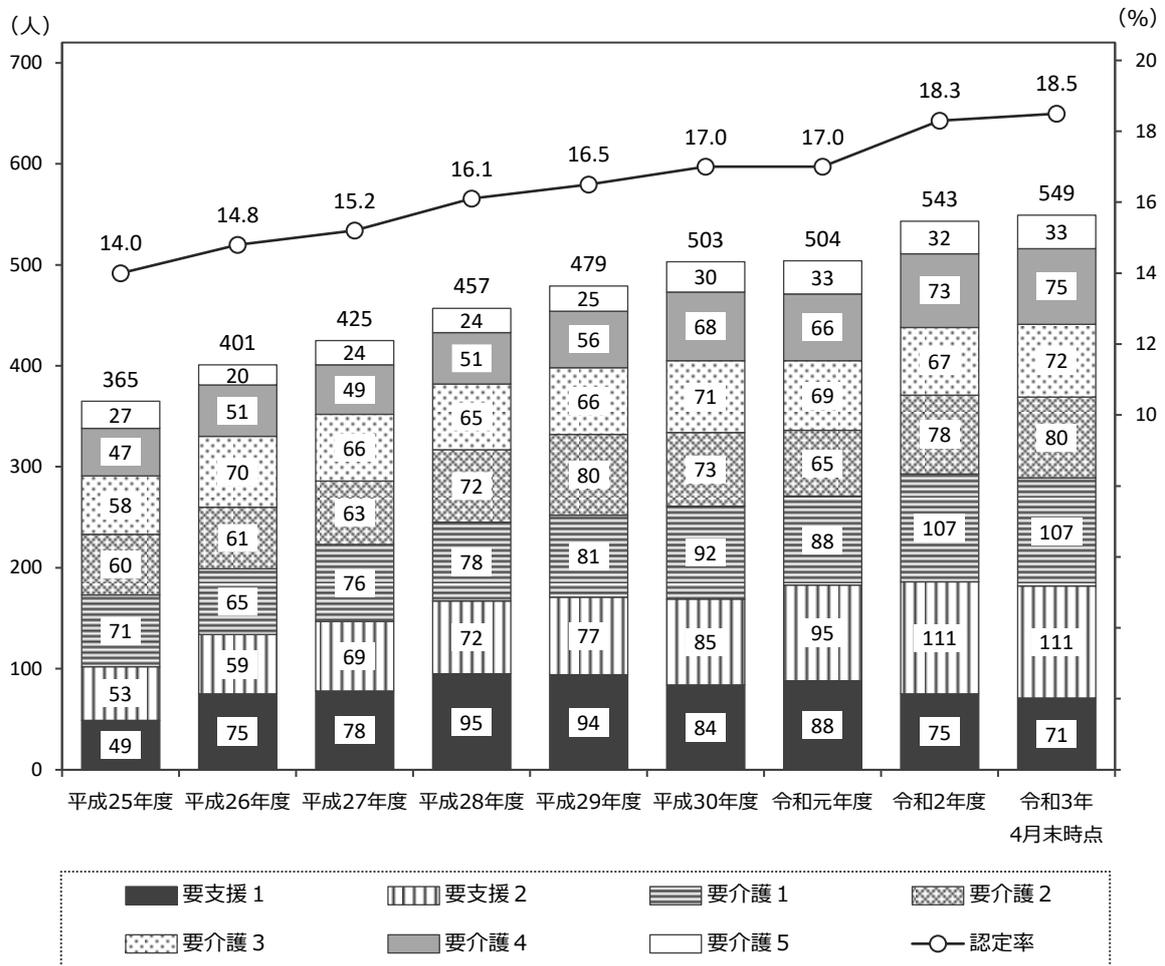
◆高齢者を含む世帯数◆



資料：国勢調査

要介護認定者数と認定率については増加で推移しています。

◆要支援・要介護認定者数・認定率の推移◆

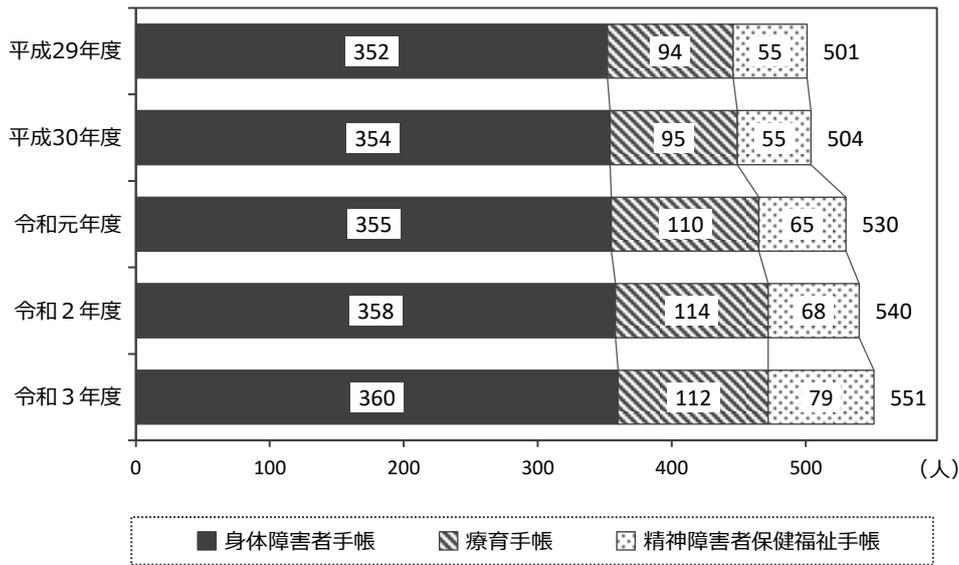


資料：平成 25 年度から平成 30 年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、  
令和元年度から令和 2 年度：「介護保険事業状況報告（3 月月報）」、  
令和 3 年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

### (5) 障害者の状況

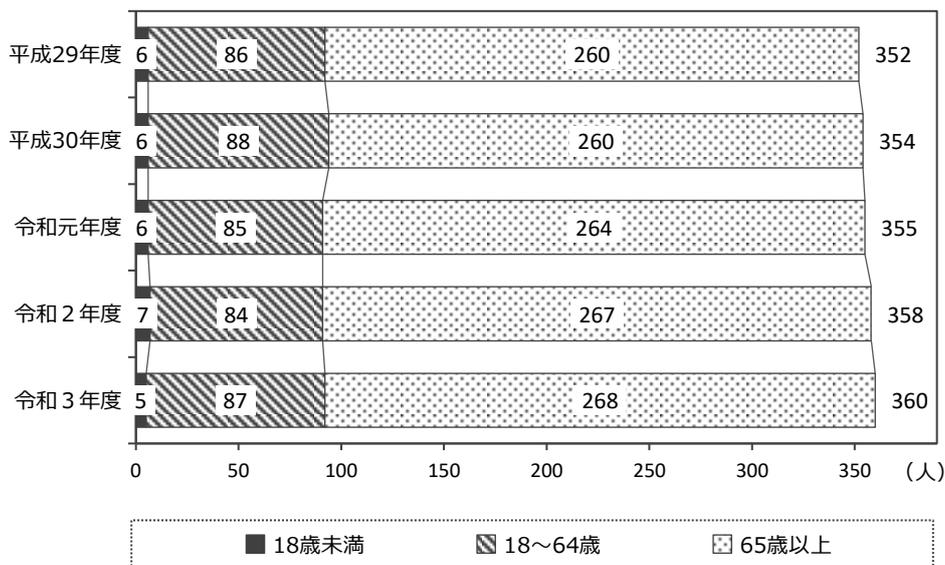
近年、身体障害者手帳は横ばい、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向で推移しています。また、年齢階層別で見ると、身体障害者手帳は65歳以上、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は18～64歳でそれぞれ多くなっています。

◆障害者手帳所持者数の推移◆



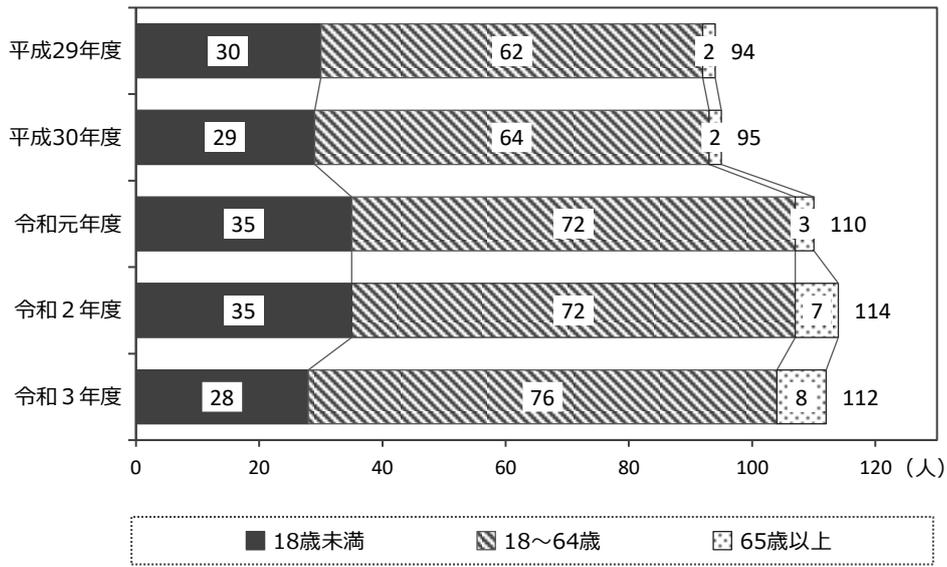
資料：川西町（各年4月1日現在）

◆身体障害者手帳所持者の年齢階層別内訳◆



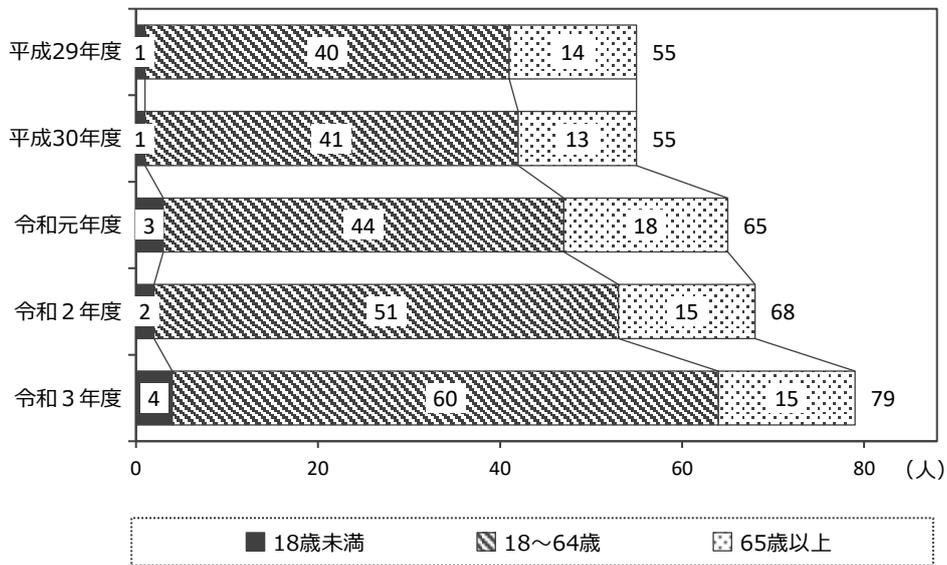
資料：川西町（各年4月1日現在）

◆療育手帳所持者の年齢階層別内訳◆



資料：川西町（各年4月1日現在）

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層別内訳◆

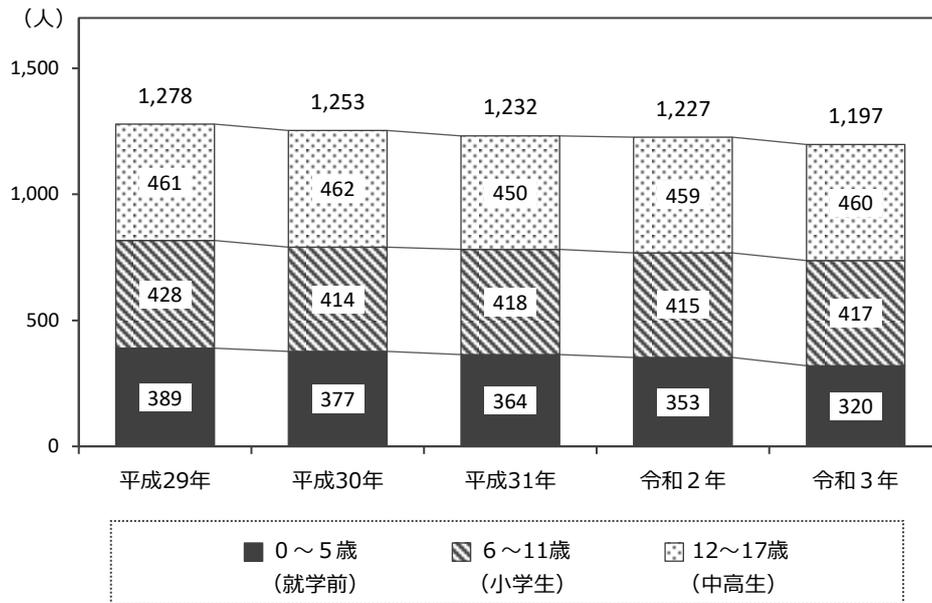


資料：川西町（各年4月1日現在）

## (6) 子どもの状況

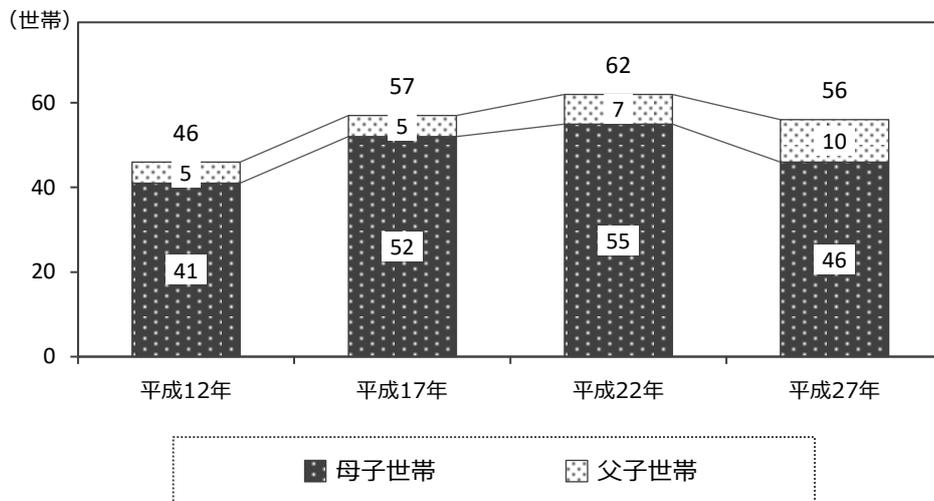
子どもの人口は全体として減少で推移していますが、特に「0～5歳（就学前）」が減少で推移しています。また、ひとり親家庭については、平成22年をピークに減少に転じています。

◆子どもの人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

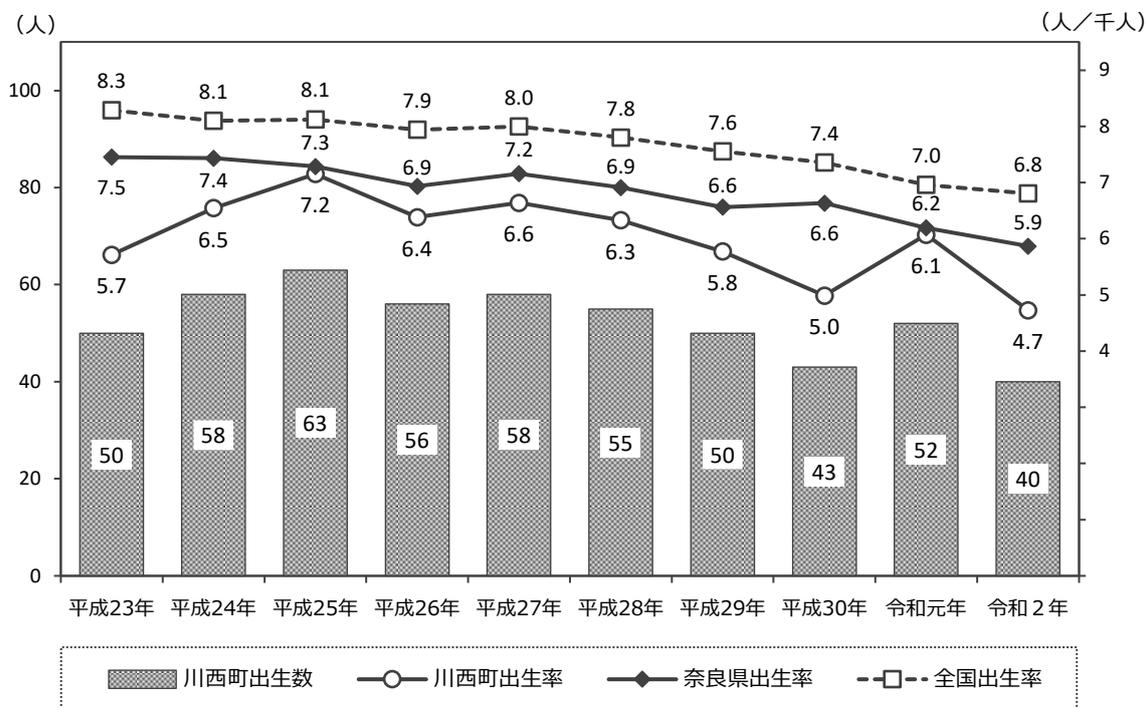
◆父子・母子世帯の推移◆



資料：国勢調査

出生率は、国及び県と比較して低い状態で推移しています。また、出生数について、平成25年以降は減少傾向にあります。

◆出生数・出生率の推移◆

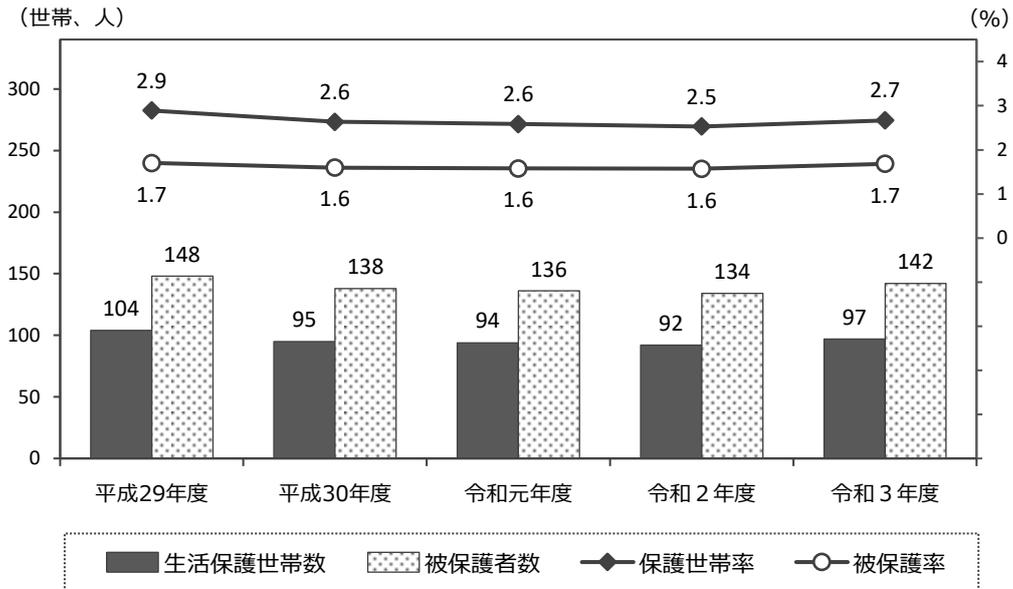


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

### (7) 生活保護等の状況

生活保護世帯数・被保護者数は、令和2年度まで減少で推移していましたが、令和3年度は増加しました。

◆生活保護世帯数、被保護者数の推移◆



資料：川西町（各年4月1日現在）

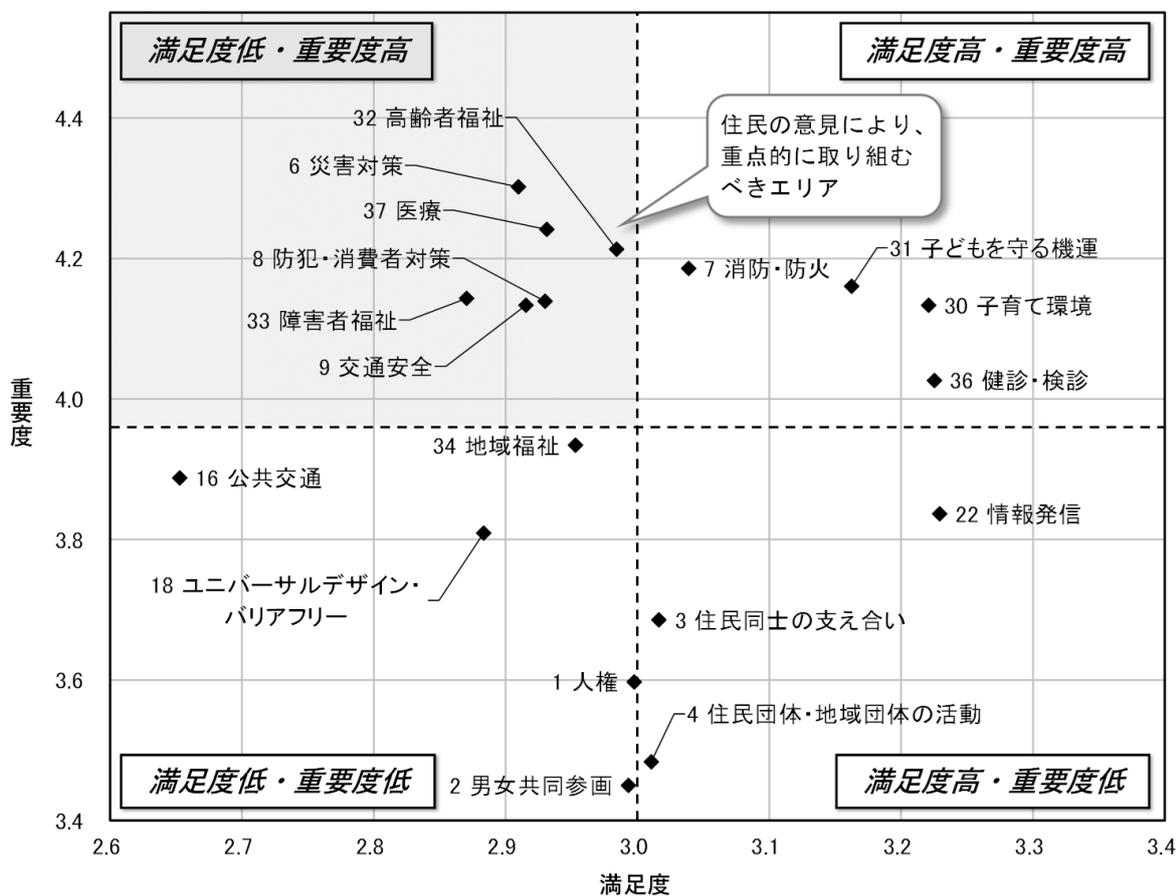
## 2. 各種アンケートから見る住民意識

### (1) 総合計画アンケート（令和3年9月調査）

#### ① 川西町のまちづくりについて（満足度と重要度）

町の施策について、地域福祉に関連する施策項目についてのみ見ると、「災害対策」、「医療」、「高齢者福祉」、「障害者福祉」、「交通安全」、「防犯・消費者対策」について、重要度が高く満足度が低い施策（町として重点的に取り組むべき施策）となっています。

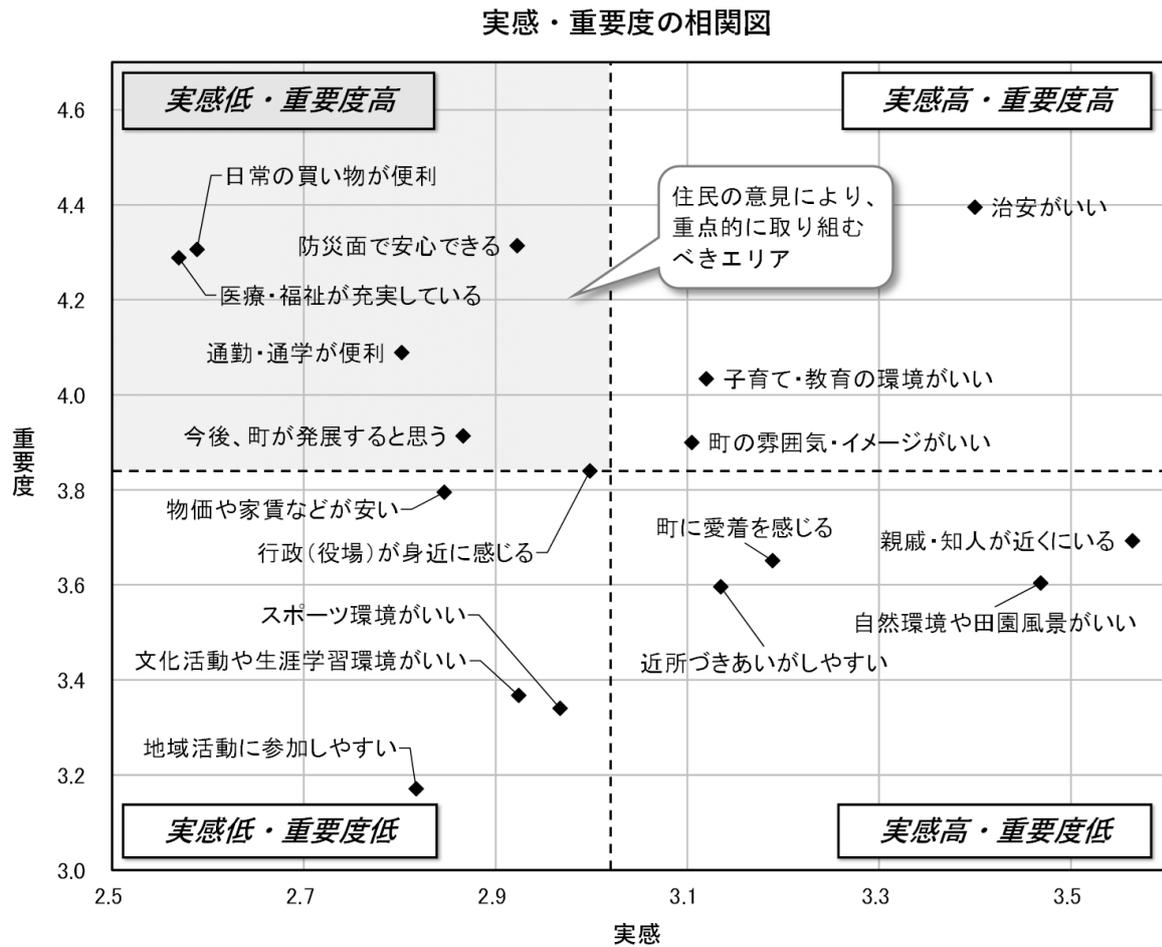
満足度・重要度の相関図



② 川西町の住みやすさについて

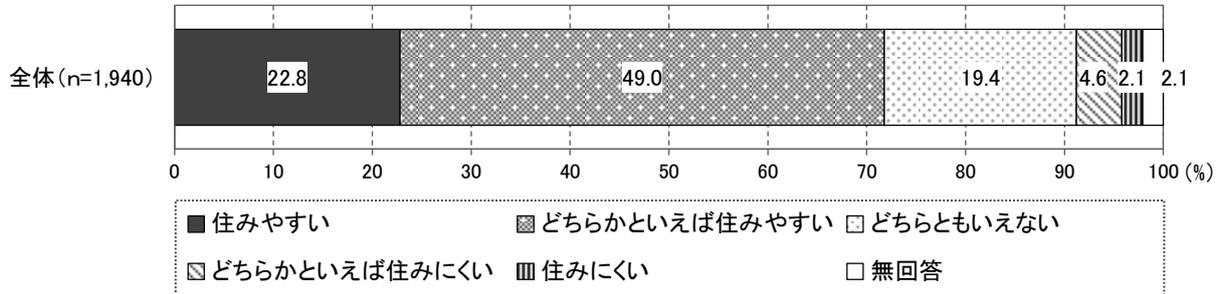
(ア) 住みやすさ（実感と重要度）

町のくらしの実感と住みやすさを考える上での重要度を伺ったところ、地域福祉に関連する項目については、「日常の買い物が便利」、「医療・福祉が充実している」、「通勤・通学が便利」、「防災面で安心できる」の重要度が高く実感が低くなっています。



(イ) 総合的に見て、川西町は住みやすいか

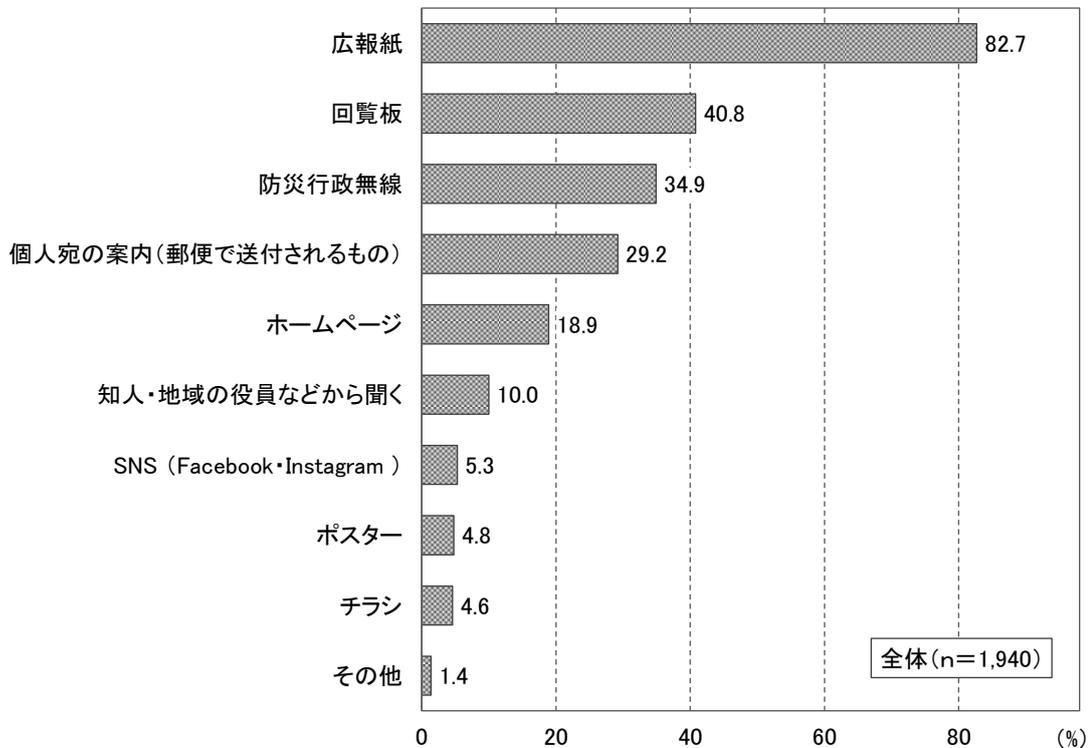
「どちらかといえば住みやすい」が49.0%と最も高く、次いで、「住みやすい」(22.8%)、「どちらともいえない」(19.4%)の順となっています。



③ 川西町からの情報発信について

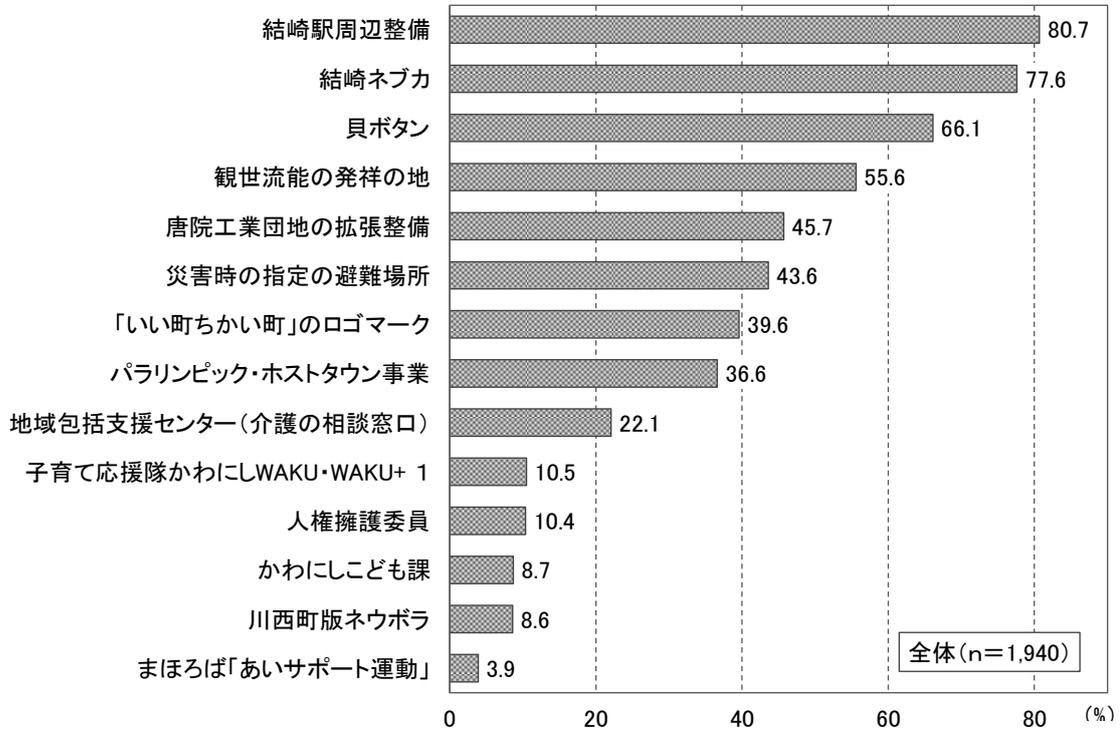
(ア) 役場から発信される情報をどのように入手しているか

「広報紙」が82.7%と最も高く、次いで、「回覧板」(40.8%)、「防災行政無線」(34.9%)の順となっています。



(イ) 町内の取り組み等の認知度

「結崎駅周辺整備」が80.7%と最も高く、次いで、「結崎ネブカ」(77.6%)、「貝ボタン」(66.1%)の順となっています。



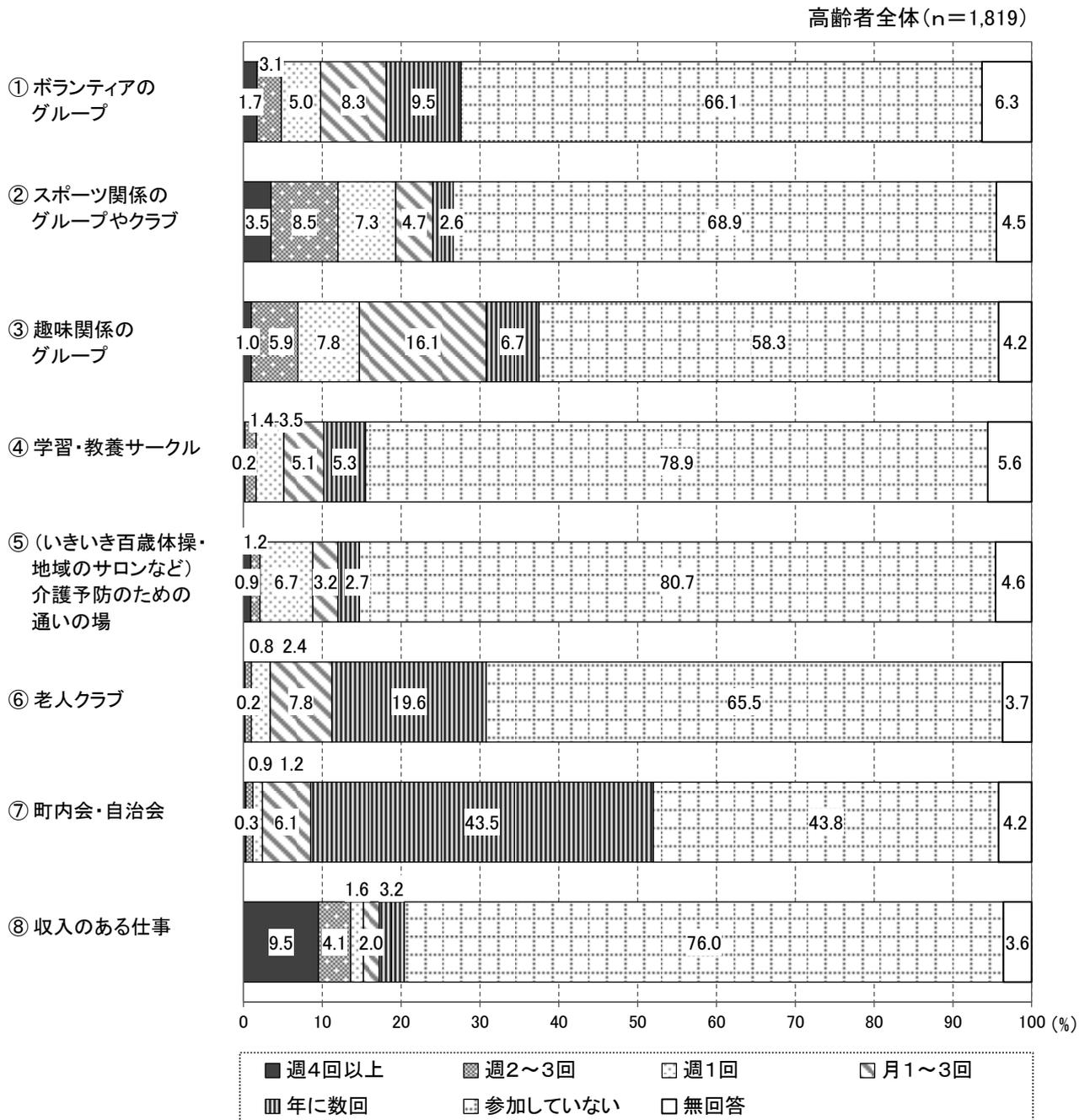
《用語解説》

結崎ネブカ	奈良県で生産される葉ネギの在来品種。かつては大和盆地で広く栽培され、特に川西町結崎で多く生産されていたことが名前の由来。奈良県より伝統野菜の一つとして「大和野菜」に認定されている。
貝ボタン	明治時代からの町の代表的な地場産業で一時は隆盛を極めた。昭和40年以降は合成樹脂製品に押されるも、現在は事業者の努力により市場での貝ボタンの再認識が進み、全国トップシェアを誇っている。
パラリンピック・ホストタウン事業	東京2020オリンピックパラリンピック競技大会に際し、本町はプエルトリコのホストタウンとして、選手応援やオンライン交流と親交を深めた。
子育て応援隊かわにしWAKU・WAKU+ 1	子育て中の孤立を防ぎ、地域ぐるみで子育てができるよう、子どもや子育て中の保護者が地域住民と出会い、ふれあえる機会や場をつくる団体。
かわにしこども課	町より「パラリンピック応援大使」として任命されたチーム。パラリンピアンへの講演を聴きインタビューをしたり、プエルトリコとオンラインで繋がったりすることで、パラリンピックを盛り上げ、SNS等で町内外に発信した。
川西町版ネウボラ	「ネウボラ」は、フィンランドの子育て支援の制度のことで、「アドバイスを求める場所」という意味がある。妊娠から子育てにおける様々な助言・支援などのサービスを受けられる制度であり、町では、平成28年9月より、川西町版ネウボラ(子育て世代包括支援センター)を子育て支援センター及び保健センターに開設している。
まほろば「あいサポート運動」	障害者の特性を理解し配慮を行える「あいサポーター」を養成し、障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすい共生社会の実現をめざす県民運動。

## (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (令和元年12月調査)

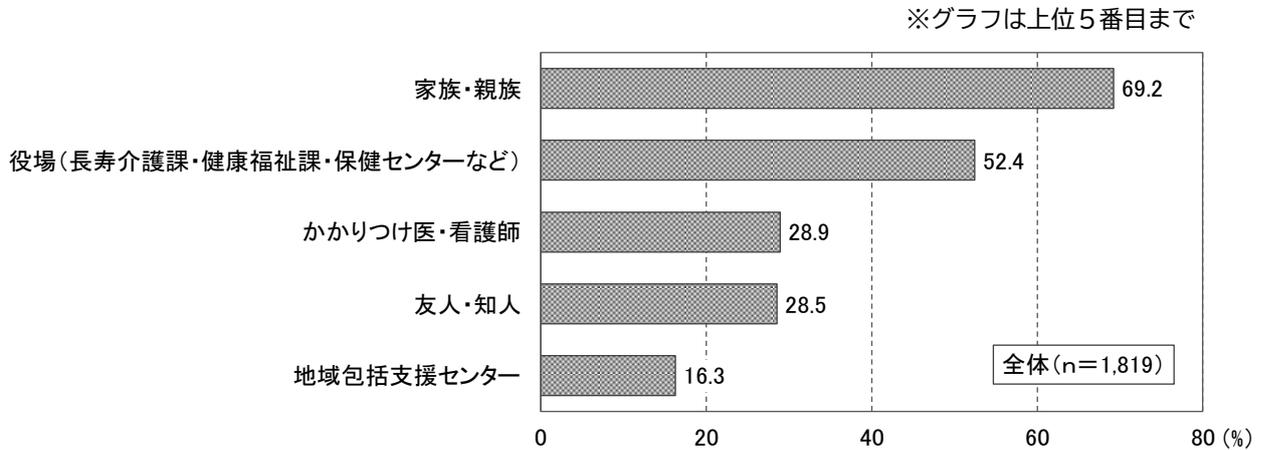
### ① 地域における会・グループ等の参加頻度

全体では、「年に数回」以上を合わせた“参加している”では、「町内会・自治会」が52.0%と最も高く、次いで、「趣味関係のグループ」(37.5%)、「老人クラブ」(30.8%)の順となっています。また、「週1回」以上の参加頻度の高い回答を合わせた“週1回以上”では、「スポーツ関係のグループやクラブ」が19.3%と最も高く、次いで、「収入のある仕事」(15.2%)、「趣味関係のグループ」(14.7%)の順となっています。



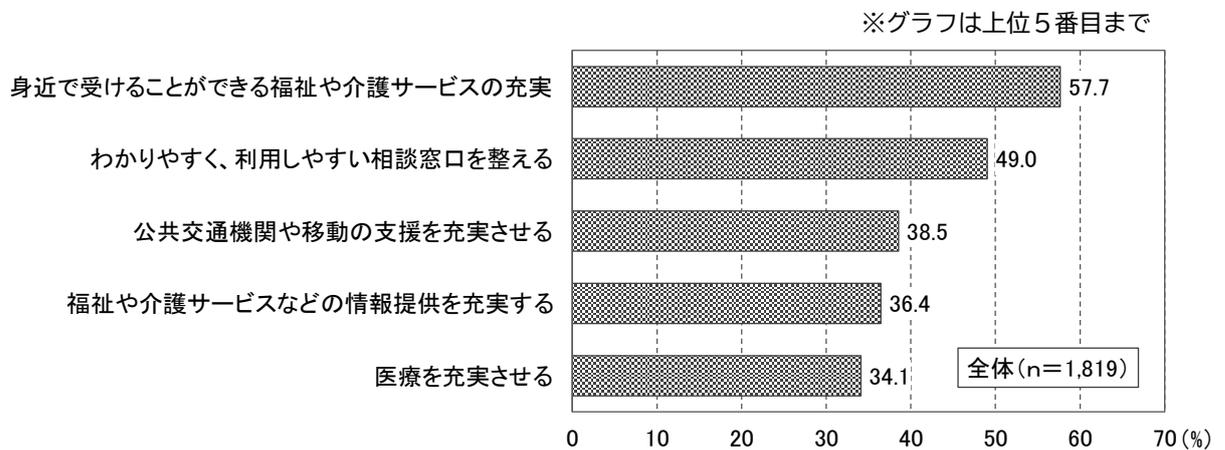
## ② あなたや家族が、困ったことやわからないことがあったとき、誰に相談するか

「家族・親族」が69.2%と最も高く、次いで、「役場（長寿介護課・健康福祉課・保健センターなど）」（52.4%）、「かかりつけ医・看護師」（28.9%）の順となっています。



## ③ 高齢者が暮らしやすいまちになるために、町が重点的に進めるべきことは何か

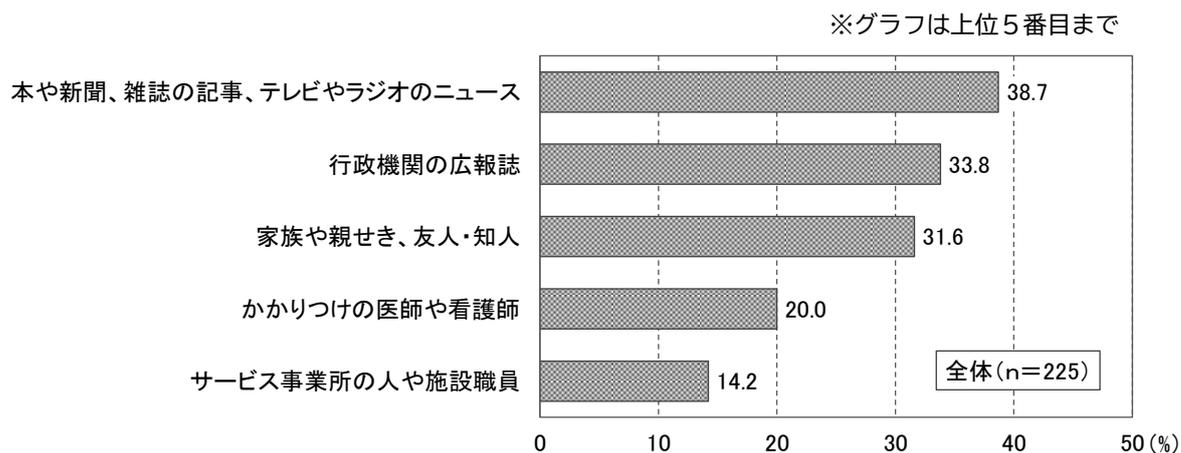
「身近で受けることができる福祉や介護サービスの充実」が57.7%と最も高く、次いで、「わかりやすく、利用しやすい相談窓口を整える」（49.0%）、「公共交通機関や移動の支援を充実させる」（38.5%）の順となっています。



### (3) 障害者へのアンケート（平成29年8月調査）

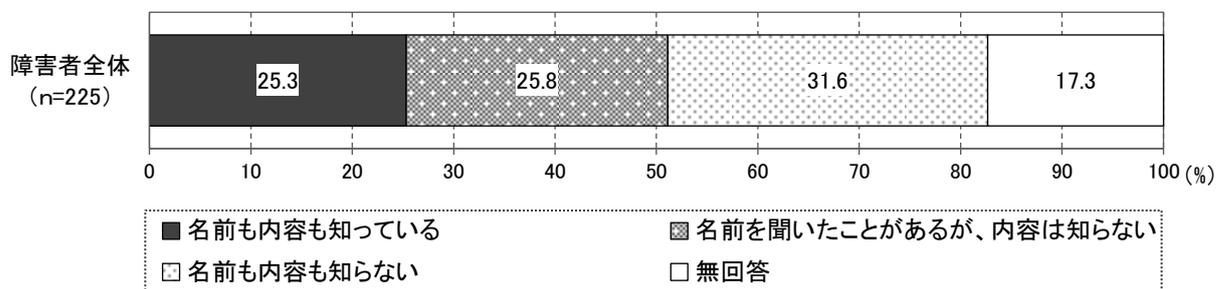
#### ① 障害や福祉サービスなどの情報をどこから得るか

「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が38.7%と最も高く、次いで、「行政機関の広報誌」(33.8%)、「家族や親せき、友人・知人」(31.6%)の順となっています。



#### ② 成年後見制度について知っているか

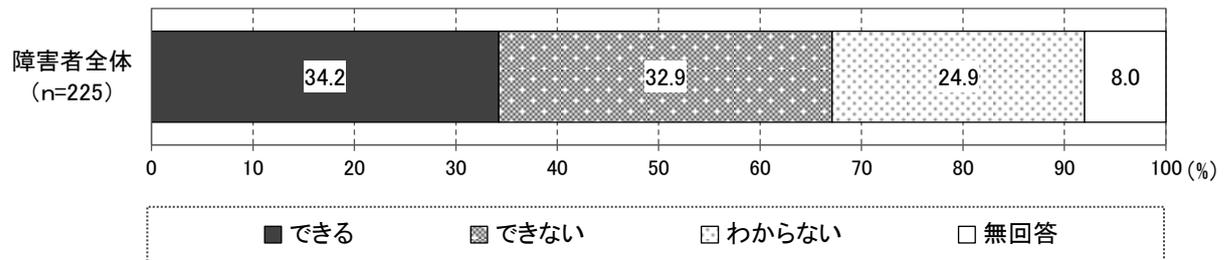
「名前も内容も知らない」が31.6%と最も高く、次いで、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(25.8%)、「名前も内容も知っている」(25.3%)となっています。また、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名前も内容も知らない」を合わせた“知らない”は57.4%となっています。



## ③ 災害時の避難等について

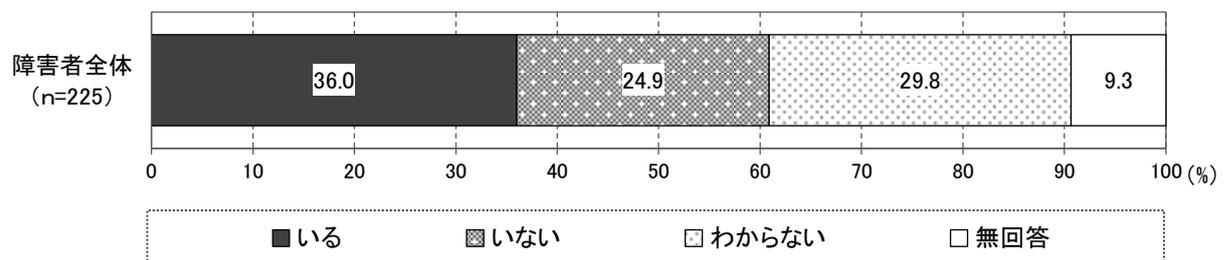
## (ア) 災害時に一人で避難できるか

「できる」が34.2%と最も高く、次いで、「できない」(32.9%)、「わからない」(24.9%)となっています。



## (イ) 家族の不在時や一人で暮らしている場合、近所に助けしてくれる人はいるか

「いる」が36.0%と最も高く、次いで、「わからない」(29.8%)、「いない」(24.9%)となっています。

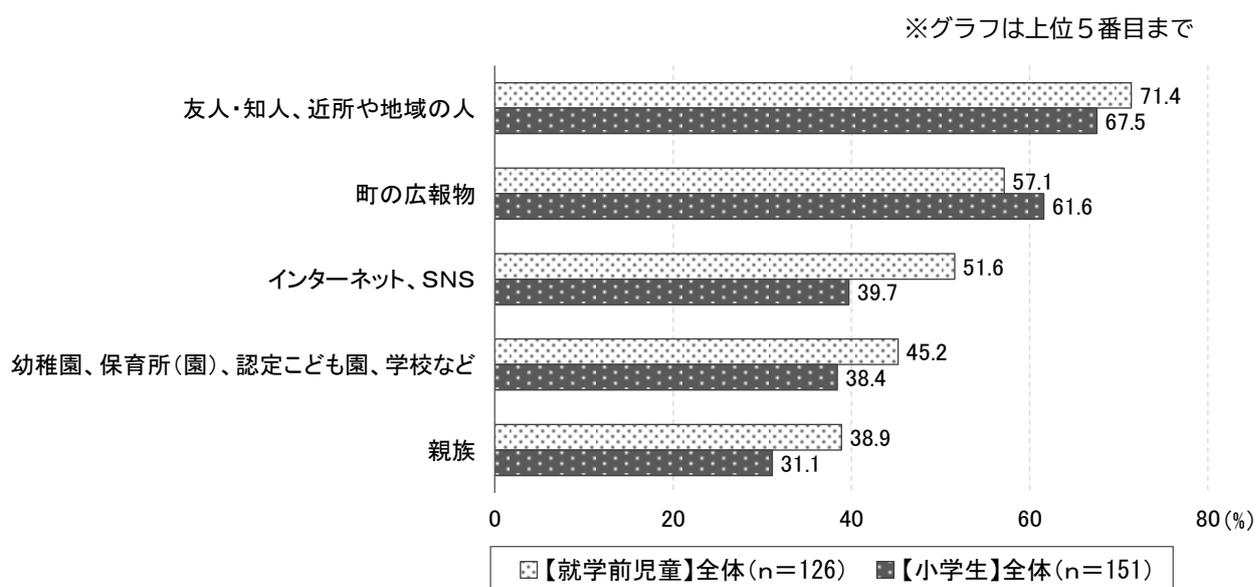


#### (4) 子ども・子育てニーズ調査（令和元年6月調査）

##### ① 子育てに必要な情報の入手先

就学前児童では、「友人・知人、近所や地域の人」が71.4%と最も高く、次いで、「町の広報物」(57.1%)、「インターネット、SNS」(51.6%)の順となっています。

小学生では、「友人・知人、近所や地域の人」が67.5%と最も高く、次いで、「町の広報物」(61.6%)、「インターネット、SNS」(39.7%)の順となっています。

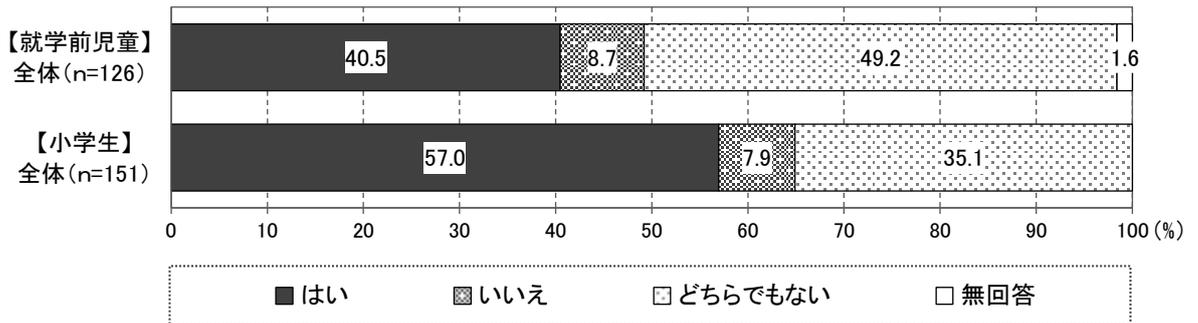


## ② 町での子育てに関する印象

## (ア) 子育てが地域の人たちに支えられている

就学前児童では、「はい」が40.5%、「いいえ」が8.7%、「どちらでもない」が49.2%となっています。

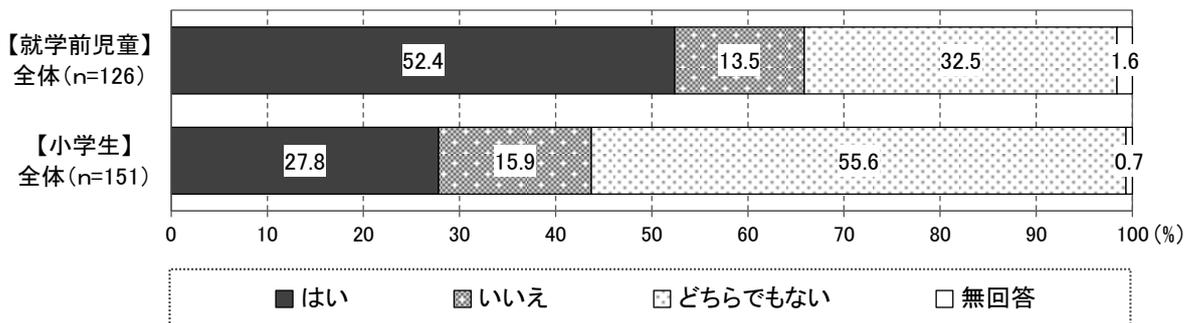
小学生では、「はい」が57.0%、「いいえ」が7.9%、「どちらでもない」が35.1%となっています。



## (イ) 子育ての不安や悩みを相談しやすい環境にある

就学前児童では、「はい」が52.4%、「いいえ」が13.5%、「どちらでもない」が32.5%となっています。

小学生では、「はい」が27.8%、「いいえ」が15.9%、「どちらでもない」が55.6%となっています。



## (5) 各種調査結果から見る課題のまとめ

### ■総合計画アンケート結果より

- 町の施策について、地域福祉に関連する施策項目についてのみ見ると、「災害対策」、「医療」、「高齢者福祉」、「障害者福祉」、「交通安全」、「防犯・消費者対策」について、重要度が高く満足度が低いことから、本計画においても留意して取り組みを進める必要があります。
- 町の住みやすさについて、地域福祉に関係する項目については、「日常の買い物が便利」、「医療・福祉が充実している」、「通勤・通学が便利」、「防災面で安心できる」の重要度が高く実感が低いことから、本計画においても留意して取り組みを進める必要があります。
- 総合的な町の住みやすさについて、「住みやすい」＋「どちらかといえば住みやすい」の合計が7割を超えています。町民全てが住みやすさを実感できるまちづくりを進めるため、本計画においても留意して取り組みを進める必要があります。
- 住民の情報源について、広報紙が最も高くなっていますが、町からの情報発信について広報紙、ホームページ、防災行政無線等の多様な媒体の活用により、必要な情報が必要な方に届く取り組みを進めることが求められます。
- 町内の取り組み等の認知度について、地域福祉に関係する項目では「災害時の指定の避難場所」が43.6%であるほかは、「地域包括支援センター」(22.1%)、「子育て応援隊かわにしWAKU・WAKU+1」(10.5%)、「川西町版ネウボラ」(8.6%)と認知度が高いとは言えない状況になっています。本計画を通して地域福祉への関心をさらに高められるよう取り組む必要があります。

### ■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より

- 地域における会・グループへの参加頻度について、週1回以上では、「スポーツ関係」、「収入のある仕事」、「趣味関係」が高くなっていますが、「ボランティア」、「学習・教養」、「介護予防のための通いの場」の割合も高め、高齢者が心身共に豊かに暮らせる環境づくりを進める必要があります。
- 相談先について、地域包括支援センターの認知度が低いことから、地域包括支援センターの活動内容の周知を図る必要があります。
- 町の施策について、福祉サービスの充実の次に「相談窓口の整備」となっていることから、相談窓口の周知に加えて、関係者や関係機関が連携して地域住民の悩みや困り事を解決できる包括的な相談支援体制を整備する必要があります。

**■障害者へのアンケート結果より**

- 情報の入手先について、障害者やその家族は情報弱者になりやすいことから、広報紙やホームページ等での情報発信の手法や内容について配慮する必要があります。
- 成年後見制度に関する認知度について、「名前も内容も知っている」割合は約4人に1人となっていることから、制度に関する周知啓発を進め、制度の利用を必要とする方が適切に利用できるように努める必要があります。
- 災害時の避難等について、ひとりで避難できる方及び近所に助けてくれる人がいる方の割合はそれぞれ約3人に1人であることから、災害時に避難支援や安否確認等を必要とする人の把握に努める必要があります。

**■子ども・子育てニーズ調査結果より**

- 情報の入手先について、「友人・知人、近所や地域の人」の割合が最も高いことから、日常の近所付き合い等における地域交流を促進できる環境づくりを進める必要があります。
- 町での子育ての印象について、小学生を持つ保護者と比べて、就学前児童を持つ保護者の方が、地域の人たちに支えられていると感じている割合が低くなっていますが、子育ての不安や悩みを相談しやすいと感じている方の割合が高くなっています。したがって、就学前児童を持つ保護者に対しては地域の方との交流の促進、小学生を持つ保護者に対しては学校等における相談支援体制の整備が求められています。

### 3. 関係団体調査について

本計画の策定に際し、まちづくりや高齢者、障害者、子ども・子育て等に対する様々な活動をされている諸団体に対して、地域福祉に関する考えや意見を伺いました。

- |        |   |
|--------|---|
| ▪ 調査時期 | 令和3年8月18日～9月3日  |
| ▪ 調査内容 | ①相談支援体制について<br>②地域コミュニティへの支援について<br>③住民同士が出会い参加できる場や居場所の確保について<br>④分野を横断する共通の取り組みについて |

#### ■ご回答いただいた関係団体 ※順不同

- ・社会福祉法人 川西町社会福祉協議会（事務局長）
- ・社会福祉法人 川西町社会福祉協議会（指定相談事業所）
- ・川西町福祉団体コスモスの会
- ・子育て応援隊かわにし WAKU・WAKU+1（ワクワクプラスワン）
- ・川西幼稚園 保護者会
- ・川西町自治連合会
- ・社会福祉法人 萌 生活支援センター いろは
- ・民生委員児童委員協議会
- ・川西町LD研究会
- ・川西町商工会
- ・川西小学校PTA
- ・川西町婦人会
- ・川西町地域包括支援センター
- ・川西町身体障害者（児）福祉協会
- ・サポート川西
- ・川西町地域ケアプランセンター
- ・特定非営利活動法人 桜実

## ■関係団体調査の結果

関係団体から寄せられた意見をもとに、次のように結果をとりまとめました。

### ①相談支援体制について

- 相談内容の複雑化・複合化に対応できるよう、あらゆる相談を受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制の構築と、相談しやすい環境づくりが求められます。
- 専門人材の確保に加えて、関係機関や各種団体等のネットワークの構築と、継続的な情報共有、意見交換の場の機会が求められます。

### ②地域コミュニティへの支援について

- 地域コミュニティの活性化のため、地域住民がそれぞれの立場で地域活動に参加できるきっかけづくりが必要です。
- 地域における助け合い・支え合いの推進のため、日常生活におけるささやかな手助け（奉仕）の意義に関する啓発や、手助けを必要とする人の意見集約に努める必要があります。

### ③住民同士が出会い参加できる場や居場所の確保について

- 地域住民が身近な場所でサロン活動等を行えるよう地区公民館等の有効利用を進めるとともに、参加メンバーが固定化しないよう新たなメンバー参加に対する配慮が必要です。
- 地域における多世代交流が減少しつつあることから、子どもから高齢者まで幅広い年齢層で交流できる場が必要です。
- オンラインによる交流やウェブサイトによる広報・参加受付等、インターネットを活用した交流の促進について検討する必要があります。

### ④分野を横断する共通の取り組みについて

- 回答結果では、第一に地域における居場所や活動拠点の整備が求められていることから、地域住民の交流や地域福祉活動が促進できる場の提供等に努める必要があります。
- 次に、様々な立場の方の就労や活躍の場の確保が最も求められていることから、互いの立場や状況を地域住民同士で認め合う中で、就労に資する新たな社会資源の開拓や地域における活躍の場の提供等に努める必要があります。

## 4. 本計画における課題

---

町の現状や各種調査等から、次の通り、本計画で取り組んでいく課題を整理します。

### ■各種アンケートから見る住民意識より

- 日常の移動手段や公共交通の確保
- 地域福祉活動を支える人材の育成
- 地域福祉に対する理解の促進と情報提供
- 年齢にとられない地域活動への参加促進
- 災害時における地域での支援体制づくり

### ■関係団体調査より

- どのような相談でも受け止められる包括的な相談支援体制の構築
- 住民同士の関係を築く機会や社会参加・サロン活動等の場の提供と充実
- 世代や身体の状態を問わない交流や活動の場の提供と充実
- 様々な立場の方の就労や活躍の場の確保

### ■その他、取り組むべき課題

- それぞれの立場や身になって物事を考えられる福祉教育の推進
- あらゆる人への虐待や暴力の防止と早期発見・早期対応できる体制づくり
- 高齢者、障害者、子ども・子育てに関する支援の充実
- あらゆる感染症への対策
- 成年後見制度の利用促進等による権利擁護の推進
- 行政における全庁的・分野横断的な支援体制づくり
- 社協との連携の強化

## 第3章 計画の理念と体系



## 1. 計画の基本理念

### 基本理念

## みんなが共に安心して暮らせるまちづくり

本町では、これまでの地域福祉計画において、「安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げて、川西町第3次総合計画と整合を図りながら様々な施策を実施してきました。本計画においては、新たな基本理念となる「みんなが共に安心して暮らせるまちづくり」を掲げて、福祉関連の個別計画を横断する総合的な福祉施策を推進し、住民が安全・安心に生活できる「地域共生社会」の実現をめざします。

社会情勢の変化やライフスタイルの多様性により一人ひとりが抱える生活課題も多様となっている現在、「地域共生社会」の実現のためには、住民同士による福祉活動の強化や、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の強化が重要となります。

住民同士に助け合い・支え合いの心が根つき、住民の誰もが幸せに暮らせる地域づくりをめざして、この基本理念のもとに持続可能な福祉のまちづくりに取り組みます。



## 2. 計画の基本目標

---

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 安心して暮らせる福祉のまちをつくろう

- 多様な相談を受け止めるため、行政と関係機関との包括的な連携を強化するとともに、適切な福祉サービスが行き届く情報発信の充実や福祉サービスの充実等を図ります。
- 困難を抱える方を支える仕組みづくりや、虐待・暴力の防止と早期発見・早期対応、成年後見制度の利用促進等に取り組むことで、セーフティネット機能の強化に努めます。

### 基本目標2 豊かな地域を共につくろう

- ひとり暮らしや高齢者世帯、要配慮者のおられる世帯等への見守り活動を推進します。
- 地域住民が自主的に活動できるよう、地域サロンの立ち上げや運営等を支援します。
- 地域住民や団体等の交流を促進し、地域福祉の輪を広げます。
- 地域住民と各種団体やサービス提供事業所等の連携を一層深めるとともに、会議等による意見交換・情報共有を図る等、地域ネットワーク機能の強化に努めます。
- 災害時の避難支援体制の強化や公共施設等におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進、日常生活に欠かせない公共交通網の維持により、誰もが住みやすいまちづくりに努めます。

### 基本目標3 支え合い助け合う心を広げよう

- 学校や地域等において道徳教育や多世代交流等による福祉学習の機会を設け、福祉の心の醸成を図ります。
- 地域や近所付き合いの中で、福祉の心による助け合い・支え合いが実践できる人づくりに取り組みます。
- 社協と連携して、ボランティア意識の向上とボランティア活動が促進される環境づくりを進めます。
- 地域での福祉活動を支える人材の育成に努めます。

### 3. 施策体系

#### 基本理念

みんなが共に安心して暮らせるまちづくり

#### 基本目標

#### 施策

1 安心して暮らせる福祉の  
まちをつくろう

- 1-1 相談支援体制の充実
- 1-2 情報発信の充実
- 1-3 福祉サービスの充実
- 1-4 様々な困難を抱える人への支援
- 1-5 虐待・暴力の防止
- 1-6 権利擁護の推進

2 豊かな地域を共につくろう

- 2-1 見守り活動の充実
- 2-2 居場所づくりと情報共有・交流の促進
- 2-3 地域組織の活動支援
- 2-4 地域ネットワークの強化
- 2-5 誰もが住みやすい環境づくり
- 2-6 災害時の支援体制と感染症対策の推進

3 支え合い助け合う心を  
広げよう

- 3-1 福祉の心の醸成
- 3-2 地域福祉を担う人材の育成



## 第4章 施策の展開



# 基本目標 1 安心して暮らせる福祉のまちをつくろう

## 1-1 相談支援体制の充実

地域における身近な相談相手として、民生委員・児童委員や社協に配置されているコミュニティソーシャルワーカー等の活動の周知を図るとともに、行政窓口、社協、各専門相談機関の連携と機能強化に努めます。また、地域共生社会の理念に基づき、様々な相談内容を受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制を推進します。

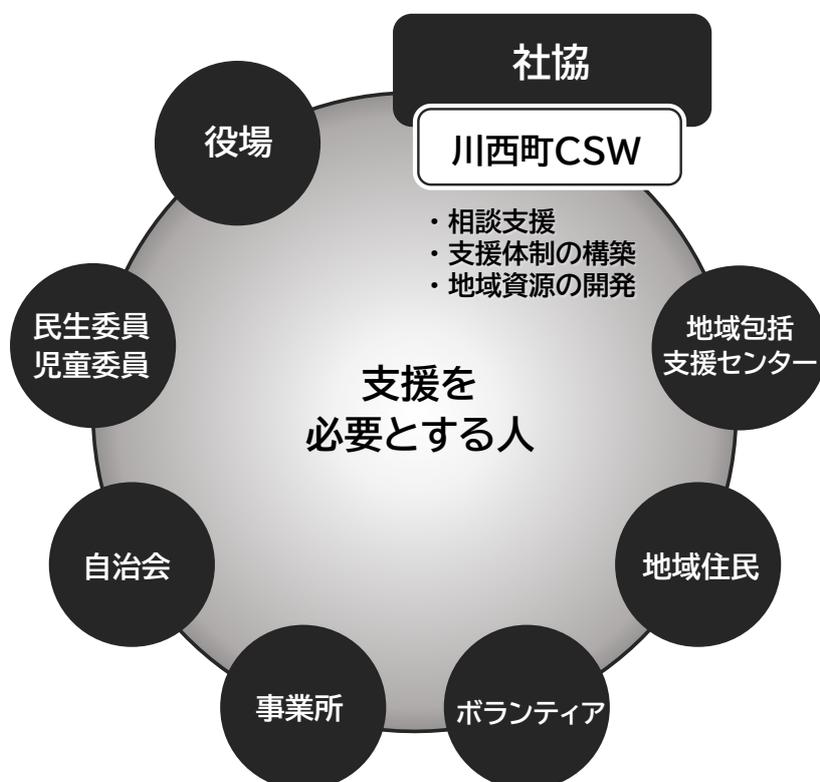
各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悩みや困り事があるときは一人で抱え込まずに、民生委員・児童委員、家族をはじめ、行政や社協等へ相談するようにします。</li> <li>・地域組織の諸活動や近所付き合いにおいて、互いの悩みや困り事を把握するとともに、深刻な悩みや困り事の場合は行政や社協、専門機関等へ相談をつなぐようにします。</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供の際に、住民の悩みや困り事を聞いた際には、できるだけ悩みや困り事に耳を傾けるとともに、深刻な悩みや困り事の場合は、行政や社協、専門機関等へ相談をつなぐようにします。</li> </ul>
町	<p>(1) 包括的な相談支援体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の福祉関連窓口や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、社協、県の相談機関等との連携を深め、情報や課題の共有に努めるとともに、適切な支援へとつなげます。</li> <li>・令和3年11月からこども家庭総合相談窓口を健康福祉課に開設し、子ども・子育てに関する相談支援体制の充実に努めます。</li> </ul>
	<p>(2) 地域における相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員による相談支援体制に加えて、地域組織での諸活動や近所付き合いで、互いの悩みや困り事を相談し地域での助け合い・支え合いを促進するとともに、必要に応じて行政や専門機関等につなげるように促します。</li> <li>・社協に配置されているコミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチの地域支援により、地域住民の悩みや困り事の発見、把握、相談支援を行うことで、住民の悩みや困り事を解決できるように適切な支援へとつなげます。</li> </ul>

町	<p>(3) 学校における相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校に臨床心理の専門であるスクールカウンセラーを配置して、児童生徒、保護者、教職員からの様々な相談を受け付け、児童生徒の発達・学習面・心理面における支援を行います。</li> <li>・小中学校に社会福祉に関する専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカーを配置して、問題を抱えた児童生徒に対し、家庭、学校、関係機関と連携して、児童生徒の問題解決に向けた支援を行います。</li> </ul>
---	---

### ■地域福祉を推進する「コミュニティソーシャルワーカー」の役割

社協に配置されているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域が抱える課題が複雑化・多様化する中、地域課題の把握や、関係機関・団体等との連携、支援の内容・方法の検討等を行い、地域住民と協働して課題解決に向けた地域づくりを支援します。

地域福祉の推進の中心を担う CSW は、分野を横断する横系として関係機関・団体等や地域住民をつなぎ、包括的な地域福祉活動を実践する役割を担います。

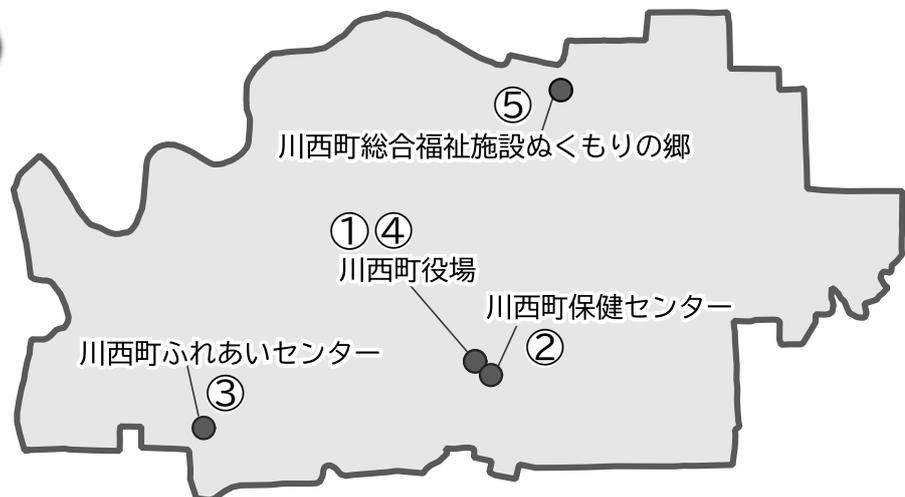


## ■主な相談先について

本町における主な相談窓口は次の通りです。

相談窓口	業務内容	時間	電話
①川西町地域包括支援センター (川西町役場長寿介護課内)	高齢者に関する総合相談支援	午前8時30分～午後5時15分 月～金(祝祭日・年末年始を除く)	0745-42-1180
②川西町保健センター	保健業務全般、子育て世代包括支援センター業務 (子どもの権利擁護・子育て相談支援等)	午前8時30分～午後5時15分 月～金(祝祭日・年末年始を除く)	0745-44-1900
③子育て支援センター“ひだまり” (川西町ふれあいセンター内)	子育て世代包括支援センター業務(子育て相談支援、乳幼児・保護者の交流機会の提供、情報提供等)	午前8時30分～午後5時15分 火～土(祝祭日・年末年始を除く)	0745-43-2774
④こども家庭総合相談窓口 (川西町役場健康福祉課内)	0歳から18歳までの子どもとその家庭及び妊産婦の困りごとに関する総合相談窓口	午前8時30分～午後5時15分 月～金(祝祭日・年末年始を除く)	0745-44-2631
⑤川西町社会福祉協議会 (川西町総合福祉施設ぬくもりの郷内)	社会福祉事業全般(サロン活動、福祉サービスの提供、ボランティア活動支援、各種相談支援) 身体障害者・知的障害者に関する総合相談支援	午前9時～午後5時 月～金(祝祭日・年末年始を除く)	0745-43-3939
⑥生活支援センターいろは ※田原本町保津にあります。	精神障害者に関する総合相談支援	午前9時～午後5時 月～金(祝祭日・年末年始を除く)	0744-32-7753

町内の主な  
相談先の位置図



## 1-2 情報発信の充実

広報紙やホームページ等を充実することにより、住民に必要な情報が適切に届く体制づくりを進めます。また、高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等に対する情報内容の充実や、関係団体・機関と連携した多様な媒体による情報提供に努めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報物やホームページ等により、福祉の情報に関心を持つようになります。</li> <li>・ どのような相談窓口がどこにあるのかを把握します。</li> <li>・ 高齢者や障害者、ひとり暮らしや閉じこもりがちの方に対して、福祉に関する情報が適切に届くように配慮します。</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所や福祉サービス事業者は、行政が発信する情報が地域住民に行き届くように協力します。</li> </ul>
町	<p>(1) 情報発信と啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページ等について、見やすく分かりやすい紙面となるよう努めるとともに、各種制度、地域の情報やイベント等、住民が必要とする様々な情報提供に取り組みます。</li> <li>・ 広報紙やホームページ等について、高齢者や障害者等の情報弱者になりやすい方もできる限り利用しやすいよう配慮します。</li> <li>・ 国が実施する福祉に関する様々な啓発日・週間・月間等とも連動して活動することにより、地域住民に対して福祉への意識や関心を高めます。</li> </ul>
	<p>(2) 必要とされる方に情報が届く体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社協や地域組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、関係機関とも連携して、一般住民をはじめ、高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等、情報を必要とされている方に情報が行き届くよう努めます。</li> </ul>
	<p>(3) 相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページ等での相談窓口の掲載をはじめ、福祉関連窓口や地域の事業所、公民館等でのポスターの掲示等により、住民に対して相談窓口の周知を図ります。</li> </ul>

### 1-3 福祉サービスの充実

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の福祉関連計画に基づき、必要とする人が適切なサービスを受けることができるよう、福祉サービス提供体制の充実と質の確保に努めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの利用者（受け手）としてだけでなく、助け合い・支え合いの精神で住民それぞれができる役割を考えます。</li> <li>・高齢者や障害者等について、自分もそのような状態になる可能性があることを自覚し、みんなで支え合う意識を持ちます。</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス事業者はそれぞれの専門性を生かして、福祉の精神に基づいたサービスの提供と職員の資質の向上に努めます。</li> </ul>
町	<p>(1) 高齢者への福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの一層の深化・推進のため、地域包括支援センターの機能を強化し、地域共生社会の実現に向けた体制づくりに取り組みます。</li> <li>・介護予防と重度化防止に資する取り組みや在宅医療・介護連携を推進するとともに、介護保険サービスの量と質の確保に努めます。</li> </ul>
	<p>(2) 障害のある人への福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の程度や状態、ライフステージ等に応じた適切な支援を充実するため、障害福祉サービス等の量と質の確保に努めます。</li> </ul>
	<p>(3) 子ども・子育て支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健やかな成長をめざす保育・教育の充実と、子育て家庭への様々な支援を行うため、子ども・子育て支援に関する各施策やサービスの量と質の確保に努めます。</li> <li>・川西町版ネウボラ（子育て世代包括支援センター）により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援とワンストップの相談支援に努めます。</li> </ul>
	<p>(4) 共生型サービスの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人が高齢になっても同一の事業所で引き続きサービスを受けられるよう、障害福祉サービス事業者が介護保険サービスの提供ができる「共生型サービス」の実施について周知を行います。</li> </ul>

## 1-4 様々な困難を抱える人への支援

住み慣れた地域で誰もが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、各世帯や一人ひとりの状況を把握して必要な支援が行き届くように努めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の近所付き合いや見守り活動等を通して、支援が必要な方の状況を把握し、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにします。</li> <li>・ 地域組織において、支援を必要とする方への支援の検討をし、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにします。</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者や子ども・子育て家庭について理解を深め、従業員の職場環境の改善につなげます。</li> <li>・ 障害者雇用の可能性を模索し、積極的な雇用に努めます。</li> </ul>
町	<p>(1) 地域におけるセーフティネット機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社協等をはじめ関係機関との連携により、地域での見守り体制や必要な支援の検討等、暮らしを守る地域のセーフティネット機能の強化に取り組みます。</li> </ul>
	<p>(2) 自立支援や経済的支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労や経済面で弱者となりやすい障害者やひとり親家庭等について、様々な制度や事業を活用して自立に向けた就労支援や経済的支援を行います。</li> <li>・ 低所得者世帯等に対する経済的な支援を行います。</li> </ul>
	<p>(3) 制度の狭間等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活困窮者自立支援制度を利用する中において、制度の狭間にある人や既存の制度や支援では対応できない人等も含め、対象者を制限しない包括的な相談を行い、住まいや就労、経済面等について自立に向けた支援を行います。</li> </ul>

## 1-5 虐待・暴力の防止

配偶者等に対する暴力や高齢者・障害者・子ども等への虐待防止に向け、通報・相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関による情報共有により、早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	・日常生活において周囲の虐待や暴力を気にかけるようにし、虐待や暴力の疑いのある場合は行政等の担当窓口や警察等の専門機関に相談します。
事業所等	・職員に対して虐待や暴力に関する教育を行い、虐待や暴力の防止に努めます。
町	(1) 虐待や暴力の防止に関する啓発 ・高齢者、障害者、子ども等への虐待防止に関する啓発や、DV、ストーカー行為、セクハラ等の防止に関する啓発を行います。
	(2) 早期発見・早期対応の充実 ・地域住民、民生委員・児童委員、社協や各種団体、関係機関と連携して、日常からの見守りや情報共有による早期発見に努めるとともに、必要があれば個別会議を開催し、対応を検討して早期対応に努めます。

## 1-6 権利擁護の推進

※ 成年後見制度利用促進計画

高齢化による認知症高齢者等、判断能力に不安を抱える高齢者や、知的障害者、精神障害者が増加傾向にあるため、これらの方々が自らの財産や権利を守れるよう、成年後見制度の利用促進等により権利擁護を推進します。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれ自分や家族も利用するかもしれないという心構えを持ち、成年後見制度について理解を深めます。</li> <li>・成年後見制度の利用が必要な方に対して、行政の担当窓口等に相談するように勧めます。</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して成年後見制度への理解を促進します。</li> </ul>
町	<p>(1) 成年後見制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター等において権利擁護に関する相談に応じるとともに、成年後見制度について周知し、必要な方への利用支援を行います。</li> <li>・成年後見制度における本人・親族申立てが困難な場合は、町長申立てや成年後見制度利用支援事業による支援を行います。</li> </ul>
	<p>(2) 地域連携ネットワークの構築に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、権利擁護支援の必要な方の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援等の地域連携の仕組みである「地域連携ネットワーク」の構築を検討します。</li> </ul>

## 基本目標 2 豊かな地域を共につくろう

### 2-1 見守り活動の充実

本町はコンパクトな町であるため、住民同士の連携を密に取りやすい状況にあります。この利点を生かして、日常からのあいさつや声かけをはじめ、高齢者や障害者等の支援を必要とする人の情報把握等により、住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、支援を要する人が地域の中で孤立することのないよう、見守り活動の充実に努めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の近所付き合いにおけるあいさつや声かけを行い、互いのことを気にかけるようにします。</li> <li>・ 自治会や民生委員児童委員協議会、老人クラブ、婦人会、消防団等、地域で活動する様々な団体で、要配慮者に対する見守りを行います。</li> <li>・ 子どもの安全・安心のため、住民が主体的に見守り活動を行います。</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所が所在する地域での見守り活動に参加します。</li> <li>・ 福祉サービス事業者はその専門性を生かして、地域や関係機関と連携しながら見守り活動に取り組みます。</li> </ul>
町	<p>(1) あいさつ・声かけ活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の近所付き合いにおけるあいさつや声かけについて、住民の意識を高めて互いに住みよい地域づくりを推進するとともに、見守り意識の高揚を図ります。</li> </ul>
	<p>(2) 要配慮者等への見守り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障害者、子ども・子育て家庭等、配慮の必要な方に対して、民生委員・児童委員や関係機関、地域組織と連携して見守りを行い、緊急時や災害時には必要な支援につなげます。</li> </ul>
	<p>(3) 児童生徒の見守り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒を交通事故や犯罪から守るため、登下校時を中心に、地域や通学路における見守りを行います。</li> </ul>

## 2-2 居場所づくりと情報共有・交流の促進

地域福祉の推進のため、地域住民の居場所・交流の場は不可欠であるため、地域サロン等、地域活動拠点の立ち上げや活動継続に関する支援を行います。また、日常からの地域住民同士の情報共有と意見交換を促進し、助け合い・支え合いの地域づくりにつなげます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が気軽に集える場や交流の場を作るとともに、そのような機会に積極的に参加します。</li> <li>・ひとり暮らしの方や閉じこもりがちの方等も参加できるよう、声かけや配慮を行います。</li> <li>・集える場や交流の場を通して、地域の情報共有や配慮が必要な方の状態の確認等を行うようにします。</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の集いの場や交流の場に積極的に向かいます。</li> <li>・地域住民も参加できる祭りや各種イベント等の開催に取り組みます。</li> </ul>
町	<p>(1) 高齢者の居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進や介護予防に資する住民主体の通いの場の立ち上げや活動継続に対する支援を行います。</li> </ul>
	<p>(2) 子どもの居場所と親の交流の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生を対象とする学童保育及び放課後子ども教室の充実により、子どもの居場所づくりに取り組みます。</li> <li>・地域子育て支援拠点事業等を通して、同年齢の子を持つ親同士の交流を促進し、地域における子育てを支援します。</li> </ul>
	<p>(3) 地域での情報共有・意見交換の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域サロン等の居場所や自治会等の地域組織の会合を通して、地域住民同士の情報共有や意見交換の機会となるように促します。</li> </ul>

## 2-3 地域組織の活動支援

地域における自発的な助け合い・支え合いを推進するため、地域組織の意義を再確認するとともに、地域組織の活性化により地域住民の連携と絆を強めて、自助・互助による地域福祉活動を推進します。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域組織の諸活動に積極的に参加します。</li> <li>・ひとり暮らしの方や閉じこもりがちな方等にも参加してもらえよう、声かけや配慮を行います。</li> <li>・地域組織での活動や交流の機会を通して、地域での情報共有や配慮が必要な方の状態の確認等を行うようにします。</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化に寄与するために、地域組織の諸活動の運営支援や交流の場への参加について、積極的に行います。</li> </ul>
町	(1) 地域組織への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会をはじめ老人クラブ、婦人会等の地域組織への参加を促進するため、地域組織の必要性とその活動の有効性を啓発します。</li> </ul>
	(2) 地域組織の活動支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政、社協等が連携し、自治会をはじめ老人クラブ、婦人会等の地域組織の諸活動を様々な面から支援します。</li> </ul>

## 2-4 地域ネットワークの強化

地域福祉に関係する団体や関係者が緊密な関係を構築し、地域住民の多様で複雑化・複合化した悩みや困り事を各種会議や協議会等で把握・情報共有するとともに、社協や民生委員・児童委員との連携強化に努め、地域課題の解決に向けた動きを進めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者、子ども・子育て家庭等、様々な方への支援について、当事者目線で支援のあり方を考えます。</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス事業者はその専門性を生かして、ネットワークの構築に寄与します。</li> </ul>
町	<p>(1) 地域課題の把握と情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議や協議会等で、地域組織と行政や社協及び各関係機関によるネットワークを構築し、福祉に関する情報共有や連携の強化を図ります。</li> <li>・個別事例の課題解決のため、多職種からなる「地域ケア個別会議」や「地域ケア推進会議」を定期的を開催して、関係者間で支援に向けた検討や地域課題の共有を行います。また、自立支援を目的とした「自立支援型地域ケア会議」についても、効果的な実施に向けて検討していきます。</li> <li>・地域のサロンや事業所ボランティア、住民の代表者等をメンバーとする「協議体」では、高齢者が暮らす町の課題や地域で取り組めそうな活動について意見を出し合い、その実現に向けた検討を行っていきます。</li> </ul>
	<p>(2) ネットワーク機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政と社協が連携して、地域組織や民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、ボランティア団体、当事者団体等への支援を行います。</li> <li>・社協に配置されている生活支援コーディネーターを中心に、関係機関や事業所、住民とのネットワークを構築し、地域における生活支援体制の整備に取り組めます。</li> </ul>
	<p>(3) 広域連携の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害及び介護認定審査会の共同設置（磯城郡）、磯城郡自立支援協議会、磯城休日応急診療所の設置等、様々な分野における広域連携により、社会資源の確保に努めます。</li> </ul>

## 2-5 誰もが住みやすい環境づくり

公共施設や歩道等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、移動手段の確保等により、それぞれの地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の誰もが安全・安心に暮らせるよう、バリアフリー等、必要に応じた住宅改修に努めます。</li> <li>・自治会等において、今後、地域にどのような移動支援が必要かを話し合います。</li> <li>・運行維持のため、公共交通機関を積極的に利用します。</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の建物・設備等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。</li> <li>・事業所等の活動を通して、移動支援活動について貢献できることはないか検討します。</li> </ul>
町	<p>(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設や歩道、結崎駅周辺の開発等について、改修や新設を行う際は、誰もが利用しやすいバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。</li> </ul>
	<p>(2) 公共交通の維持・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町における公共交通は近鉄結崎駅がありますが、路線バスが存在していないため、日常の移動手段として町内巡回バス「川西こすもす号」の維持に努めます。</li> </ul>
	<p>(3) 福祉面の移動手段の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・磯城郡内で利用できる福祉有償運送事業や、町が実施するタクシー利用助成について、該当する住民に周知し、利用を促進します。</li> </ul>

## 2-6 災害時の支援体制と感染症対策の推進

地域での助け合い・支え合いにより日頃から要配慮者を見守るとともに、災害時には情報共有による要配慮者の安否確認や支援を行える体制づくりを進めます。また、在宅介護や障害の状況等により配慮が必要な方のための福祉避難所の確保や、社協を中核機関とする災害ボランティアの受け入れ体制づくりに努めます。

様々な感染症に対して必要な情報提供・支援を行うとともに、日常生活や地域福祉活動において感染症予防対策を実践できるよう、広報・啓発に努めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の近所付き合いや見守り活動等を通して、災害時に支援や配慮が必要な方の状況を把握します。</li> <li>・ 防災学習や防災訓練等に積極的に参加します。</li> <li>・ 常日頃からハザードマップの確認や災害に関する情報収集を心がけるとともに、緊急時に必要な飲食物・備品・薬等の準備をしておきます。</li> <li>・ 感染症の拡大防止と感染予防に努めます。</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員に対する災害教育や各種訓練等に取り組みます。</li> <li>・ 福祉サービス事業者においては、いざというときには高齢者や障害者等、専門的な対応を要する人への支援に協力します。</li> <li>・ 感染症の拡大防止と感染予防に努めます。</li> </ul>
町	<p>(1) 災害時要配慮者の把握と情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川西町地域防災計画に基づく「避難行動要支援者名簿(台帳)」を定期的に整理し、関係機関との情報共有により、災害時に避難支援や安否確認等を必要とする人の把握に努めるとともに、個人情報の取り扱いに留意しながら、いざというときに適切な対応が取れるように取り組みます。</li> </ul>
	<p>(2) 地域の防災体制の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の自主防災組織等による避難誘導や避難訓練の実施等により、救出、援護、避難所運営等をはじめとする防災体制の充実を図ります。</li> <li>・ 学校、家庭、地域において、ハザードマップの活用、防災・減災の取り組み事例の紹介等による防災学習を推進します。</li> </ul>

町	<p>(3) 災害ボランティア活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町において発生した災害が甚大であるときに、社協を中核機関として、災害ボランティアセンターの速やかな開設と運営に係る体制づくりに取り組みます。</li> </ul>
	<p>(4) 福祉避難所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時、一般の避難所では対応が困難な高齢者や何らかの特別な配慮を要する在宅の人を対象として、川西町保健センターに福祉避難所を開設します。</li> </ul>
	<p>(5) 感染症対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活や地域福祉活動において、様々な感染症に対して必要な情報提供・支援を行うとともに、三密（密集、密接、密閉）の回避、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗いの励行等の普及啓発に努めます。</li> </ul>

## 基本目標3 支え合い助け合う心を広げよう

### 3-1 福祉の心の醸成

本町では、地域住民が幸せや豊かさを実感して人生を過ごせることをめざして、学校や生涯学習の場で道德教育や多世代交流等による福祉学習を行っており、引き続き充実した取り組みを進めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域において福祉に関する理解を深め、関心を持ちます。</li><li>・地域や近所付き合いの中で、困っている人がいたら、互いに助け合い、支え合えるように努めます。</li><li>・福祉に関する学びの機会に積極的に参加します。</li></ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員等に対し、福祉教育を行います。</li><li>・福祉サービス事業者においてはその専門性を生かして、地域住民に対して福祉の学びの場を提供します。</li></ul>
町	(1) 学校における福祉教育 <ul style="list-style-type: none"><li>・次代を担う子どもたちが福祉に共感が持てるように、道德教育や地域交流を通して、学校における福祉への学びに取り組みます。</li></ul>
	(2) ライフステージに応じた福祉の学び <ul style="list-style-type: none"><li>・生涯学習における講座や講演会等を通して、住民が福祉に関して学ぶことができる機会の提供に努めます。</li></ul>

### 3-2 地域福祉を担う人材の育成

社協と連携して、幅広い年齢層がボランティアに関われるよう支援を行い、住民の多彩な才能をボランティア活動に生かせる環境づくりを進めます。

また、助け合い・支え合いによる地域福祉活動を促進するため、多世代が共に地域の担い手となれるよう努めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動に興味を持ち、参加するようにします。</li> <li>・住民一人ひとりが、助け合い・支え合いの精神による地域の担い手であることを意識します。</li> <li>・青壮年や元気な高齢者の方も、自治会等の地域組織活動に積極的に取り組みます。</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所として職員と共に地域福祉活動へ参加します。</li> </ul>
町	<p>(1) ボランティア活動の担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世代を問わず誰でも取り組めるよう、社協や各種団体等と連携して、ボランティア活動の担い手の育成とボランティア活動への参加を促進します。</li> <li>・認知症サポーター、認知症キッズサポーター、手話ボランティアや健康サポーターの養成等により、ボランティア活動への理解と意識の醸成を図ります。</li> </ul>
	<p>(2) ボランティア活動の普及・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア団体の活性化のため、社協と連携して、ボランティア団体間の連携や各種情報の提供に努めます。</li> <li>・社協と連携して、支援を必要としている人のニーズを把握し、ボランティアをしたい人が適切に活動できるように努めます。</li> </ul>
	<p>(3) 地域福祉活動の担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動に関する取り組みについて情報を発信します。</li> <li>・自治会等の地域組織活動に若年層も積極的に参画できるよう啓発します。</li> </ul>



## 第5章 計画の推進に向けて



## 1. 計画の推進

---

計画の施策を推進するためには、地域住民、福祉サービス事業者、社協と行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協力して活動を推進することが重要です。このため、次のような役割のもとに協働体制による推進をめざします。

### (1) 地域住民の役割

行政や事業者から情報やサービスの提供を受けながら、一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域福祉の担い手として自ら地域活動に積極的に参加すること、近隣と協力すること等により、自らの課題や地域課題の解決に向けた取り組みを行うように努めます。

### (2) 福祉サービス事業者の役割

高齢者・障害者・子ども等への各種福祉サービスの充実は、地域住民が住み続けるために必要不可欠です。どの地域に住んでも住民が適切なサービスが受けられるよう、福祉サービス事業者は行政と連携する中で、福祉サービスの量と質の確保に努めます。

### (3) 社協の役割

地域福祉の推進を担う社協は、地域の実情を把握し、住民とともに地域課題の解決に取り組む組織です。社協は行政と連携する中で、ボランティア活動、福祉サービス、人材育成、地域福祉活動の支援、相談支援事業等、地域の実情に応じた支援に取り組みます。

### (4) 町の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。そのため、地域住民、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域組織、社協、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、関係課や関係機関とも横断的・包括的な協力体制を構築し、住民のニーズと地域特性に応じた施策を推進します。

## 2. 計画の評価

---

本計画の推進にあたっては、行政が主体となって、地域住民、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域組織、社協、ボランティア団体等と常日頃から連携して取り組みます。

また、地域福祉活動の取り組み状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理については、PDCAサイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。



## 第6章 資料



# 1. 川西町地域福祉計画策定委員会設置要綱

---

## (目的及び設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく川西町地域福祉計画を策定することを目的として、川西町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、町長が委員を委嘱又は任命した日から計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、役職により委嘱又は任命された委員がその職を退いたときは、委員を辞職したものとみなす。

## (会長)

第5条 委員会に会長を置き、副町長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

## 2. 川西町第2次地域福祉計画策定委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	団体 及び 役職	氏 名	備考
1	天理大学 人間学部 人間関係学科 社会福祉専攻 教授	渡 辺 一 城	第3条第2項第2号 に該当
2	中和福祉事務所 所長	上 宮 俊 一	第3条第2項第1号 に該当
3	川西町自治連合会 会長	吉 村 勝	
4	川西町民生児童委員協議会 会長	島 田 利 級	
5	川西町婦人会 会長	福 西 裕 子	
6	川西町老人クラブ連合会 会長	丸 谷 延 弘	
7	川西町商工会 会長	吉 村 伸 泰	
8	川西町社会福祉協議会 事務局長	中 川 悟 士	
9	理事 (新型コロナウイルス担当)	奥 隆 至	第3条第2項第3号 に該当
10	理事 (教育担当)	吉 岡 秀 樹	
11	副町長	森 田 政 美	

	事 務 局	氏 名	備考
	川西町健康福祉課長	中 森 委 香	
	川西町健康福祉課長補佐	大 野 真 紀	

### 3. 「地域共生社会」の実現に向けた近年の国の動き

年月	内 容
平成 27 (2015) 年 9 月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討 PT」報告) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成 28 年度予算)
平成 28 (2016) 年 6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10 月	地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12 月	地域力強化検討会 中間とりまとめ 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成 29 年度予算)
平成 29 (2017) 年 2 月	社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出 「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5 月	社会福祉法改正案の可決・成立 → 6 月 改正社会福祉法の公布
9 月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成 30 (2018) 年 4 月	改正社会福祉法の施行
令和元 (2019) 年 5 月	地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
7 月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12 月	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
令和 2 (2020) 年 3 月	社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
6 月	改正社会福祉法の可決・成立 ※市町村における重層的支援体制整備事業に関する改正規定は令和 3 年 4 月施行

## 4. 策定の経緯

---

年月日		内 容
令和3年度	11月16日	第1回策定委員会 ・川西町第2次地域福祉計画（素案）について
	12月22日～ 1月12日	パブリックコメントの実施
	2月2日	第2回策定委員会 ・川西町第2次地域福祉計画（案）について

---

## 川西町第2次地域福祉計画

発行：川西町役場

編集：健康福祉課

住所：〒636-0202 奈良県磯城郡川西町結崎 28 番地の 1

TEL：0745-44-2211 FAX：0745-44-4780

発行年月：令和4年3月

---